

第九十六回国 参議院 農林水産委員会 會議録第十号

昭和五十七年四月二十七日(火曜日)
午前十時八分開会

委員の異動

四月二十三日

山田 讓君

補欠選任
坂倉 藤吾君

四月二十七日

村沢 牧君

補欠選任
赤桐 操君

出席者は左のとおり。

委員長

坂元 親男君

理事

下条進一郎君

委員

宮田 輝君

川村 清一君

鶴岡 洋君

岡部 三郎君

北 修二君

熊谷太三郎君

熊谷 弘君

蔵内 修治君

古賀雷四郎君

田原 武雄君

高木 正明君

中村 慎二君

三浦 八水君

赤桐 操君

坂倉 藤吾君

八百板 正君

中野 明君

藤原 房雄君

下田 京子君

国務大臣

農林水産大臣

田澤 吉郎君

政府委員

農林水産省構造
改善局長

森実 孝郎君

農林水産省農蚕
園芸局長

小島 和義君

水産庁長官

松浦 昭君

水産庁次長

山内 静夫君

事務局側

常任委員会専門
員

安達 正君

説明員

防衛庁防衛局運
用第二課長

今西正次郎君

水産庁漁政部企
画課長

池田 澄君

海上保安庁燈台
部監理課長

佐藤 弘毅君

本日

の会議に付した案件

○漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農用地開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(坂元親男君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十三日、山田讓君が委員を辞任され、その補欠として坂倉藤吾君が選任されました。

○委員長(坂元親男君) 漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、すでに趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○坂倉藤吾君 今回の法改正は、いわゆるざっくり言いまして、省エネの新造船を建造あるいは取得をした際の割り増し減価償却、この税制特例を受けるということが目玉のようであり、再建整備事業の柱として、この省エネ、合理化ということについては、これは大変なウエイトを占めておるわけですから、これは当然の話であり、これが、これを明文化をしたということだけが趣旨ですか。

○政府委員(松浦昭君) 御案内のように、漁特法は、昭和四十八年の第一次の石油ショックのときに、燃油価格の高騰、あるいは二百海里の到来ということを間近に控えて、漁業環境等が非常にむずかしくなるだろうということから、漁業の再建整備を図るために、困難な事情にある漁業経営の再建、あるいは中小漁業の構造改善、減船等、事業の整備等につきまして、現在のこの非常なむずかしい漁業の情勢をめぐりまして、われわれといたしましては、生産構造の再編等に取り組むという姿勢を予算措置をもって明らかにしている次第でございます。

今回の漁特法の措置は、当面の緊急の課題でございます。いまのところの省エネの一層の推進を図る必要がある、さらにこの省エネ型の漁船に係る租税特別措置法との関連で、現時点で漁特法の改正を行わないと時期を失するということがあるものでございまして、この際、ただいま御提案申し上げましたような内容といたしましてこの漁特法を御提案申し上げた次第でございます。

○坂倉藤吾君 わが国の漁業の歴史的な経過から言いますと、一つの区切りとして第一次石油ショック以前の状況、それからこの石油ショック後の問題、同時に五十一年度の漁特法の制定以来の今日の状況、これは相当な変化を来しているわけですね。したがってそういう問題は、これは当然検討されていかなければならぬ課題でありますから、今回の改正目的になっておられます割り増し減価償却の関係だけ少し明らかにしておきたい、こう思うんですが、この減価償却のこの割り増し特例は、いわゆる構造改善計画認定をして、五年という区切りになっておられます。いわゆる期限特例であります。そうなりますと、この五年間という期限の起点というものは、これは構造改善計画の認定時というふうな理解をすべきなのか、その辺はいかがなものでしょうか。

○政府委員(松浦昭君) 構造改善の認定時でございます。

○坂倉藤吾君 そういたしますと、省エネの新造船の完成あるいは取得というものは、具体的に改善計画の認定時とは必ずしも同一じゃないわけですね。そうすると、同一じゃないということになりますと、この特例措置を受ける期間というのは一体どうなるのか、五年間なら五年間の間に、その期限特例のある期間に、たとえば最後の方で新造船を取得をしたということになれば、その取得時から五年間はその船そのものに對して特例が適用されるのか、あるいは期限特例であるけれどもその辺は船単位ではなくて認定単位なのか、このところをひとつ明らかにしてもらいたいと思います。

○政府委員(山内静夫君) 構造改善計画が五年というところでございまして、その期間中に代船建造で申請を行った場合には構造改善の期間内、こ

ういうことでございますから、新船建造してから五十年、こういう規定にはなっていないわけでございます。

○坂倉藤吾君 いや、だからそういうことになりまして、たとえば認定期間の後二年間経過して三年目に新造船をつくった、こうなります、そうすると、つくりますと期限的にはつくったのが三年目ですからあと三年、四年、五年と三カ年、三カ年だけは割り増しが認められるがあととためですと、こういうことになるわけですか。

○政府委員(山内静夫君) 構造改善計画は業界が自主的に構造改善計画をつくるわけでございますから、計画に基づいてやる、こういう考え方から先生御指摘のような問題が出てくると思っております、これはいまのところやむを得ないと、こう考えていくわけでございます。

○坂倉藤吾君 そういたしますと、今回の法改正の目玉であるものが具体的に新しい形でまとまって、これ期間も含めての話になりますからまとまっていかなきゃならぬ。そうしたときに、この構造改善計画認定をしてから最終期限の五年目ぎりぎり建造したのではこの改正の恩典には全然浴さない、こういうことになるわけですか。

○政府委員(山内静夫君) この問題はほかの中小企業と同じような取り扱いになつていて、関係で、漁業もそれにならざるを得なかった、こういうことでございまして、五年目につくった人につきましては現在のところ割り増し償却の恩典が一年間しかない、こういう御理解をしていただきたいと思います。

○坂倉藤吾君 そうしますと、私はこれは改正の目玉でありながら具体的にはきわめて弱い目玉だなという話にしかこれならぬと思ふんですよ。ただ、この前の関係の、この引き継ぎの問題がありますから、その分だけは救済されますね、確かに。そうすると、前にさかのぼって新造されたものがこの法の特例延長に基づいてこれはずっと継続していくんですか。

○政府委員(山内静夫君) 具体的に申し上げます

と、北転船等が継続的にやっているわけでございますが、これはずっと続いて五年間と、こういうことになります。

○坂倉藤吾君 そこで、じゃこの特例措置と以前からあります低燃費機関漁船の所有権保存登記の税率軽減がございまして、これは差は千分の一ですね、その関係、それからもう一つは省エネ設備の税額控除、いままでありますね、これは百分の七、これはいわゆる減価償却の割り増し特例とこの百分の七の税額控除とは見合いになっているわけですから、どちらか選択をするということになりますね。これとの関係というのは一体今回の法改正とあわせてどういうふうな考えられておりますか。

○政府委員(山内静夫君) 現在の税法の体系から言いますと、今回の割り増し償却と先ほど先生御説明の税制とは別個の体系になっておりまして、本制度とは関係がない、こう理解しているわけでございます。

○坂倉藤吾君 関係がないと言やあ関係がないんですが、漁船あるいは漁業という観点からいけば、別の制度ではありまして、これは継続をしていると思うんですね。そうしますと、その制度を強化していけばあえて今回この省エネで特例措置というふうな形に目をつけて改正を求める必要というわけですか。この辺は一体どういうことなんですかね。余り価値のない改正だな。

○政府委員(山内静夫君) 従来、省エネ関係の機器につきましては割り増し償却制度があつたわけでございまして、船という一つの単位では認められなかった、こういうことでございまして、今回のこの制度を改正することによりまして、省エネ関係機器全部含めまして割り増し償却の恩典に浴する、こういう考え方でございます。

○坂倉藤吾君 ちょっとよくわからぬんですが、船そのものにはだめだと、しかしいまでは船単位になつてくるんじゃないですか、この特例というのは。だから、減価償却にしろ、税制のいわゆる

軽減の特例にしろ、それは船の単位じゃありませんか。

○説明員(池田澄君) お許しを得てお答えいたします。

省エネルギー関係、幾つか税制特例ございまして、いま先生御指摘の省エネルギー施設等を取得した場合の特別償却または税額の特別控除という制度がございまして。この方は特別償却あるいは税額控除いずれかを選択して適用するわけでございまして、それは省エネルギーの施設等ということになっておりまして、たとえば船舶推進軸の動力利用装置とか、あるいは直接触媒方式の冷凍施設とか、こういう装置、機械を単位に適用になつてきたというところでございます。で、今回の漁船法に基づきます割り増し償却につきましては、漁船という一つの単位で適用になつておるということでございまして、この漁船法による割り増し償却は一つのとまりとしてかかってくる、適用になるといふことでメリットがあるんじゃないかというふうな考えでいる次第でございます。

○坂倉藤吾君 そうしますと、船形を、船の形を昔のちようど二百海里の始まったときみたいにしたま型にふくらしたり、底を広げたりという形のもの、いわゆるやせ型船形に変わると。したがって、そういう前提があるから、船そのものを適用したと、こういう理解でいいんですか。

○説明員(池田澄君) 漁船につきましての割り増し償却は、漁船法に基づきまして以前も実は制度はございまして、それが特別の措置ということでは五年間が済みましたが、その後北転船を除いては適用になつてなかつたという状態でございまして、で、そういう特別措置をもう一度やるといふことにつきては、ほかの制度との絡みもございまして、なかなか認められないという事情がありました、今回省エネルギー船ということに限りまして認めると、で、省エネルギー船といえは何かと申しますと、主として四つの要点を考えております。一つは、やはり船自体を軽くするというところでございます。それからもう一つ

は、いま先生御指摘になられましたように、できるだけ抵抗を少なくする、やせ型のものにするということでございます。それから三番目には、低燃費のエンジンを積む。それから四番目には、大きいプロペラ、大口径のプロペラで低速回転をして効率よく進む。そういう四つの要件でございまして、業種によつてはもういろいろ違いはありますが、操業実態も相違がありますので、その四つの要件を業種によつて選んで適切に適用していきたいというふうな思つて、いまその要件については検討を進めておる段階でございます。

○坂倉藤吾君 そういたしますと、それぞれの業種別、船の装備あるいは船そのもの、それについての基準を設けると。それに適合しなければこの特例はだめだと、はっきり言つて。たとえば三つの要件がありまして、三つの要件あるいは四つの要件でもいいんですが、四つの要件のうち三つまで備えたけれども一つがだめだったと、こうなつたときはこれはもうだめなんですか。

○政府委員(山内静夫君) 省エネの船の基準等につきては、いろいろ先ほど申し上げましたとおりあるわけでございますが、すべての要件を満たさなければだめだ、こういうことではございまして、各業界等の意向を打診いたしまして、どういう船をつくつたらよろしいかと、こういうことを勧誘いたしまして、これから具体的な基準に取りかかるとございまして、できるだけ省エネ船という恩典に浴するような方向で検討を加えていきたいと、こう思つております。

○坂倉藤吾君 じゃ、今回のこの特例措置ができて、適用されることになつて、新船建造というのはいわゆる投資意欲というものは期待ができるのかどうか。これはいろんな意味での論議があるところなんですか、まずその見通しをひとつ先に聞かしてくれませんか。

○説明員(池田澄君) 現在、漁業におきましては各業種とも非常に経営が苦しいというところでございまして、代船建造の意向といひますか、そうい

うものが極端にかつて見られないほど落ちております。それですから、これからどのくらいの船が建造されていくかということについての見通しは非常にむずかしいわけでございますけれども、船齡の推移、それから過去の実態等、こういうたものを勘案いたしまして、現在の構造改善八業種につきまして算定いたしてみますと、五十六年から六十年年度までに、船といたしましては約千五百隻ぐらい建造されるのじゃないか。そのうちの程度省エネルギー船になるかという見通し、これまた非常にむずかしいわけでございますけれども、最近省エネルギーについての認識なり熱意が非常に上がつてきたということで、その八割というふうな見方をいたしますと、約千二百隻ちよつとということに私どもは見通しておる次第でございます。

○坂倉齋吾君 いままでの推移から言いますとたとえばこの漁特法に基づく大臣の基本方針、この基本方針でも省エネ船の奨励は大きな柱になっていますね。その柱になっているときで、いいですか、柱になっているときで、いわゆる新造船のほうは省エネの期待に沿えるような船というのは非常に率は少ないですね。その流れからいって、これが八〇％まで伸びるという、こういう見通しが立てられると、いまの説明は。そうなるんですか

○政府委員(山内静夫君) 第一次オイルショックの当時、油の価格が非常に上がりまして経営が苦しくなると、こういうことから、国といたしましても省エネルギー船というかつこうで大分進めたわけでございますが、その当時、魚価等との関係もありまして、省エネよりもたくさんとると、こういう考え方が業界の中に結構ありまして、なかなか実現できなかったと、これは事実でございます。

しかし、第二次オイルショック以降、非常に少
た油が上がりまして、従来とは変わった様相を呈
してきた。言うなれば、第一次オイルショック
後はある程度それに比例して魚価が上がっていつ
たところ、第二次オイルショック後は魚価が低迷

したと、こういうことから、省エネ等につぎましての關係漁業界の認識が非常に強くなつたと、こういうことから、今後は、第一次オイルショック後から現在までの考え方で、今後の考え方は大幅に現在変わつていると、こういう理解から八割程度いけると、こう踏んでいるわけでございます。

○坂倉藤吾君 私は、まず今日の状況の中でなかなかそこまでいかなだろうというのが一つ、これは推測ですからね。

それからもう一つは、さつきも少し説明ありましたが、今日のいわゆる経営体の状況からいきまして、新造船投資効果というのはほとんどなかりう。それは船舶が来て早くかえたい、しかも、無理をしてでももう一年とかつこうになつて、あるいは具体的にはもうこの際になつていう話になつてしまふということで、余りこれは進まないのになつてしまふのか、こんな気がするんですよ。これが期待どおりこの法改正によつて進められるように、ぜひ諸手当て考えてもらいたいと思うんです。

といひますのは、たとへば、これは水産庁自体が調査をされてよく御承知だろうと思ふんですが、今日のこの経営体のいわゆる債務返済の可能性といひますか、そういう立場の論議、この論議からいきますと、たとえば他から援助の必要がない、債務の返済をするのに他力をかりなくてよろしい。それからもう一つは、仮に力をかりるにしても、現行の制度で十分だ、間に合うだろう、こういうふうに見られておるのが三十一%ですね、三十一%。それから、現行制度ではもうどうにもならぬ、処理が不能だ、こういうのが一%。それから、全くもう返済のめどが立たない、そして倒産するにも倒産のしようがないぐらひのところ、一%。変な話ですが、やめたくても廃業ができない。こういうところまでできているのが五八%あるわけでしょう。半分以上がもうにつきもさつちもならぬといふ経営体の状況でしよう。これは皆さんさん調査をされてよく御存じのはずです。

こういう状況の中で、この漁特法の改正で、

かも先ほど討論をしましたように、構造改善計画の認定時から五年間だけ特例がある。この特例認定のときにあわせて一斉に船をつくらなきゃこれは話にならぬことになります。そんなことは不可能なですよ。そうしますと、私は、今回のこのの法改正というのは一体どうなんだろうと、何の価値があるんだろうかという気がしてならぬのです。これは大臣どうでしようね。私のこの疑問に。何かすつきり答えてくれませんか。

○國務大臣(田澤吉郎君) 過般、国会の暇を見まして焼津に行ってみました。あそこは御承知のように沖合に漁業あるいは沿岸漁業の拠点なんぞございますが、そこへ行つてまいりまして、市長さんあるいは漁業協同組合長等といういろいろ話し合つてみまして、やはり省エネの必要性、特に省エネ船舶の必要性というものを痛感いたしておりました。先ほど次長からお話がありましたように、第一次オイルショック当時は確かに燃油価格は高うございましたけれども、同時に需要が非常に伸びておつたので魚価が非常に高くなりました。こ

第二次オイルショックは、この燃油価格は上がる、同時に需要が低迷し魚価が低迷するという現状でございますので、非常に不況なんです。これを打開する道は何かと言え、結局船を軽く、やはり抵抗のない船にせざるを得ない。しかもそれが一番なんだということに、漁業団体もいわゆる従事している方々もそういう考えになつておりますので、私は、いま構造改善五カ年計画の間にいわゆる千五百隻を目標にして進めておりまして、その中の八〇％可能だというこの予測は何かやれそうかな私は気がいたしますけれども、これは予測でございますからわかりませんけれども、かなり水産界の方々が期待をしているという状況には私はあるような気がします。

○坂倉藤吾君　いま大臣がおつしやられますよ。に、みんなが望んでいるんです。望んでいるけれどもそのことの実行はできる力がないんです。だからそのことを何と解決しなければいけません。ぬというのが、ここでせつかく改正案を出すな

そのところをきちつと着目してもらわなければ
困る。

これは後の論議になりますが、ことしの場合には負債整理資金だけですね、言うなれば。ところがこの負債整理というのはまだ具体的にどういふふうに運用するのか、これは聞いてはいきますけれどもまだ定まてはいない、こうなりますね。したがって、私は特にこれ大臣にも要望しておきますけれども、せっかく改正をしてみんなが望んでおるんだし、これが具体的に進められるような政策をあわせて展開してもらわなければ今回の改正は意味がなくなるし、やりたくてもできないという、こういうことになってしまう。これでは前のカツオ・マグロが自主減船を打ち出して承認を求めたけれどもできなかった、これはそれなりの理由がありますけれども、同じようなことになつちゃう可能性もある。ぜひひとつその立場から、具体的にこれを実行のできるような政策というものを立ててもらいたい。このことを強く言っておきます。

次に今日の漁業環境あるいは漁業実態、こういう立場から眺めていきますと、いまお話があったように、省エネ対策を進めていくというのは石油多消費型の仕事ですからこれはあたりまえの話でありまして、そのことが再建整備に大きなウエートを占める、これはわかるわけです。わかるんですが、どうも今回のこの法改正を眺めていきますと、そのことにだけ目が集中をされちゃつて、一般的に他の問題がどうなっているかということの考え方というのはなかつたように思うんですが、この法改正提案に当たって漁業全般についてどういふような検討が行われて、結果ここに落ちついたのか、この辺のところをひとつ聞かしてほしんです。

○國務大臣(田澤吉郎君) 御承知のように、二、三海里規制を初め非常に環境が悪い中で水産の振興を図らなければならぬ。そのためにいま漁特法をもちろん改正を行うと同時に、その振興のための背景は、やはり漁業の生産構造の再編成をまづ

その定着を図りまして、流通コストの低減あるいは消費者にできるだけ喜ばれるような方法で魚を提供するような方法を現在いろいろ考えているわけでございます。

○国務大臣(田澤吉郎君) いま次長からお答えしたいわけの価格政策についての考え方、確かに価格が安ければそれはそれなりに私は需要が伸びると、こう思いますけれども、一方、私は需要が伸びない大きな原因は、われわれの生活様式がかなり変わってきているということなんです。それで、生活様式が変わると同時に食生活も大きく変わっている。お米の過剰も魚の伸び悩みも私はすべてそういう大きな時代の変化によるものであらうと思ひまして、たとえばいまの都会生活はあそこでサンマを焼けないような生活なんです、われわれは。ですから、サンマをそのまま各家庭に安いからいかがでございますか、イワシが安いからどうですか、こう言ひましても、それはおかし、あるいはまた煙が出るのでそれはどうもだめだと。むしろ加工食品の方が需要が高いというようなことにもなっておりますので、そういういわゆる国民の需要の動向というものを把握しながら、これから需要というものを拡大を進めていかなければならないということにも非常に大きな問題があるわけなんです。ですから大きく言つて、いわゆる二百海里規制とか、あるいは燃油価格という、こういう大きな構造政策をしていかなければならないと同時に、一方、需要の動向というものの、いわゆるわりのあいと生活に密着した面での考え方もきめ細かく進めていかなければならないということでございますので、漁業白書に書いてあるのもそのことなんですけれども、われわれはそういう一つの時代の動向全体を見つめながら本当に真剣にいま考えているわけでございますので、ただ政策として出す場合に、しからばいまここで一番の決め手は一体何なのかという、いわゆる時代が動いている、経済が動いているという中でこれを進めることは非常にむずかしいというところでございまして、そういう点でいまの漁

業の特措法で一応いまの景気に対する対策を進めてみるとか、具体的に価格政策ではいまお答えしたような方向で進めるとか、省エネ対策をするとかいうようなことにはあらわれるわけでございますけれども、われわれはやはり長期の展望に立つて何かしていかねばならないということは十分考えて、今後もそれに向かつて進めていくということだけ御理解いただきたいと思うのでございまして。

○坂倉藤吾君 ところで、いまの御答弁にもかかわるわけですが、生活様式あるいは食生活の変更、こうしたものに合わせてやはり商品はどういうふうにならねばならないのか、この努力はやらねばいけませんね。そのために金がかかり過ぎるといふか、こういふことになったんではその努力はまた消えてしまふわけでありまして、そういう意味合いかから言ひますと、私は中間の流通のあり方についてはこれまたいままで以上に目を向けていかなければならぬと。これは中間流通がなくても、これは私、前に委員会でも申し上げたと思うんですが、私どもの方で漁業者が漁をしてきたと、漁をしてきたときには少しも金を稼ごうというところと全部市場へ放出をしたと、たまたま家へ帰つたらお客さんが来ておつて、これはまあお客さんには食わさなさいかぬというところで派へ買ひに行つたら、自分の揚げた水揚げの魚が何とまあ買ひ取つてもらった金額よりも五倍も六倍もにはね上がった、結果的に高い物を漁師が買つていくというふうなかつこうになるわけですよ。これはぜひそういう意味合ひでも合理的な一つの形にいうものはもつと私は探求をしていく筋合ひがあるんじゃないのかというふうなふうに思ふんです。そういう意味からこれは、まあ流通局長はききょうはおらぬようですが、たとえば産地から消費価格に至るまでの価格に目を向けたらいふわけの追跡調査といふますか、品物を少し選定をしまして、こういう形のものはやられておるとは思ふんですが、その辺の評価はどうなつていますか。

○政府委員(山内静夫君) 魚が水揚げされてから

われわれ一般国民に入るまでの価格の調査は毎年現在行つております。

○坂倉藤吾君 その行つた形からいって、先ほど

次長の説明があつたように高くなつていけるけれども、これはやむを得ぬなあと、こういうふうな判断をしていけると、こういうことになりませんか。

○政府委員(山内静夫君) 一般的傾向を申し上げますと、魚の安いの魚ほど産地価格とそれから小売価格の差が大きいと、これはまあはつきり表にあらわれるわけでございます。で、端的に申し上げますと流通経費の関係でございます。単価の安いたとえばイワシ等、キロ十円の魚につきまして十キロなら十キロを詰めて、その場合の箱価が二百円とかあるいは小売が何十円、あるいは運賃が幾らと、こうやりますと必然的にかかるコストが魚の二十倍もかかると、こういうようなことになりまして、勢い産地価格と消費者価格が二十倍あるいは三十倍になると、これもあり得ることだと思ふわけでございます。で、一方高い魚につきましてはそういう価格差があらわれていないと、こういう一般的な調査の結果が出ておるわけでございます。

○坂倉藤吾君 だから物事は僕もあたりまえだといふふうに見てしまへば、これはもう工夫も何もないんです。むしろ、物事をやつぱり否定的にとらえてみて、そういう中から、ここはやつぱり改善をすべきじゃないのかという点を見つけ出していきませんと、私はそれは話にならぬと思ふんです。だから調査はしている、なるほどなあ、箱代高いからこれだけ高くなるのはあたりまえでなしと、こう理解したんでは工夫も何もありませんでしよう。だから追跡調査をすると言ふのなら、その追跡調査が、こうすれば安くなるんじゃないのか、金がかからないで済むんじゃないのかといふことを生み出す一つの目的で私はやつぱりつかんでやらねばいかぬと思ふんです。ぜひそういうところをこれからやつてもらつて、そうしてその成果が具体的にあらわれてくるように要望をいたしておきたいと、こう思います。

それから、系統団体の調整保管事業、それからこれにかかわる魚価安定基金、これは一体どうなつてますか。

○政府委員(山内静夫君) 最近における実質漁業所得が非常に伸び悩みになつていることから、消費者が魚の価格に敏感であると、こういうことから魚の消費拡大を図るために魚価の安定と、こういうことが非常に必要になつていことは御指摘のとおりでございます。魚価安定基金の充実強化と、こういうことを水産庁も考えているわけでございます。魚価安定基金等につきましては、生産者団体が魚の消費市場におきまして価格が非常に下がつた、こういうような場合におきまして安定的な価格で供給するために一時調整保管をいたしまして、これにつきまして政府がある程度の助成をする、こういう考え方をとつておるわけでございます。で、助成の内容といたしましては金倉の半分と、こういう考え方で行つていられるわけでございますが、調整保管の規模といたしましては、五十七年度におきましては前年の二十五億二千万円から二十六億一千万円に増額しておるわけでございます。多獲性魚につきましては十一万八千トンから十二万一千トンと、それからノリにつきましては三億枚を四億枚と、こういうぐあいに計画を立てておるわけでございます。

それからなお、事業実施に伴う損失貸付金でございますが、前年度の四十三億円から四十五億円に増額しておると、こういう予算措置を講じておるわけでございます。今後とも水産物の価格安定を図るため魚価安定基金の充実強化に努めてまいりたいと、こう考えておるわけでございます。

○川村清一君 ただいまの質問並びに答弁を承りまして、ちよつと関連してお尋ねしたいんですが、御承知のように、二百海里時代を迎えたわけですから、昭和五十二年以降日本の水産物の生産量というものは減つてないわけですよ。一千万トンをずつとオーバーしているんです。それじゃ、それはどういふことかという、言うまでもなくイワシとかサバとか大衆魚というのか、

そういうような魚が非常にとれておるために、高価な魚は減りましたけれども、こういう大衆魚の生産がふえているために、二百海里時代に入ってもずつと横ばいで一千万トンを超えておると。こういう観点から言うならば、イワシとかサバとかこういう大衆魚のいわゆる措置をどうするかというところが一番大きな問題になってくる。

で、イワシの話なんかしておりましたんでちよつとお尋ねするんですけれども、いま坂倉委員が質問されましたように、調整保管というやつをやりましたね。この調整保管は、たとえば北海道あたりはイワシをやっているわけですね。これ、漁連が主体になってやっているわけですが、去年私は千葉県の銚子へちよつと行ったところが、ちよつとイワシのまき網が魚をおろしておる。そこでたまたまそれを見ておりましたら、私を案内していった県会議員の方がその人に、この人は参議院議員だということを言っただけです。そうしたら、その方が、船主らしかったんで、とてもとてもこの油が高いときにイワシがキロ十二円だとか十三円だと、こんなものではどうにもならぬと、何とかしてくれというのを浜でもって陳情を受けましたかね。

そこで、この調整保管制度ができたときに、釧路港では大体イワシがキロ三十円から三十五円を下回るような場合には調整保管をやったんです。が、しかしいまのような状態ではさっぱりその効果がない。そこで一体どうなっているのかということ、これは坂倉委員とともに私はお伺いをしたいことが一点なんです。

それからもう一点は、五十二年、いわゆる二百海里時代に入りましてから一番大きな影響があったのは、スケソウはずつと減つちまつた。要するに、一番多い年は二百五十万トンを超えるぐらいスケソウが漁獲があつたわけですね。で、釧路港では一年間に八十万トンぐらい水揚げしまして、そのうち六十万トンぐらいはスケソウであつたわけですね。そのスケソウが二百海里時代に入りましてからずつと減つちまつた。そこで、

スケソウを漁業としてやっておる水産加工が全部まいってしまつたと。そこで、スケソウは、言うまでもなくすり身をつくるのが加工の一番の大きな仕事ですが、そのすり身はこれはかまぼこの原料になるわけですね。そうしますと、これに伴ひまして、たとえば仙台のかまぼこだとか、あるいは愛媛のかまぼこの産地だとか、こういうような日本じゅうのかまぼこの産地におきまして、このスケソウの漁獲減、すり身の減少ということによって大影響を受けましたね。そこで、あの五十二年の年に、政府は大急ぎでいわゆる加工業種に対する対策を立てました。そして、法案を出して審議して大急ぎで通したわけですが、その法案の内容というのは、いままでスケソウをすり身にする加工業のいろいろ施設があるわけですね、この施設がもう使えなくなつた。そこでこれをスクラップしまして、新しく今度はたくさんとれる魚としてはイワシですよ、このスケソウを原料にするかまぼこを、イワシを原料にするかまぼこにかえられないかと、それで、かえるということとで新しい施設をした場合においては、これに対する融資を、いままでは水産加工は中小企業金融公庫しか借りられなかった、融資を受けられなかったのを、これは御承知のように、農林漁業金融公庫の資金を借りることができるような法律を提案されました、われわれは審議して、これも大急ぎでこの法案をつくつたことがあるわけですが、しかしながらその後一向にこのイワシのかまぼこというのは出てこない、どういふような一体——いわゆるこのスケソウからイワシにかわるという、それは大変なことですね。研究なりそういうことが進められておるのかどうかということ、この問題を聞ききたいんですね。

それと同時に聞きたいことは、いろいろ問題があるんですが、いずれか機会があるときに大臣に十分お話しして議論したいところですが、要すれば、こういうもの一切合財を含めて水産庁の予算がきわめて少ないということなんです。これは農林省予算の五%が昔は水産庁の予算であつたんですよ。これをやかましく言つて、言つて、言つて、いまようやく七%ぐらいまで上がりました。昔は畜産局一局の予算と水産庁の予算と匹敵するぐらいの予算で、一体、国民のたん白食料の五〇%を提供しておる日本の水産の行政をつかさどつておる水産庁の予算が農林省全体予算の五%と、そんなばかな話があるかというのを議論して議論して、ようやくだんだん上がつてきて七%まで来ましたが、水産庁の予算の一番大きな特徴は、そのうちいわゆる公共事業費、つまり漁港予算ですよ、漁港予算に大半を占めていられるわけですよ。ですから一般行政費というのはまことに少ない。いまでも総額一千億ぐらいしかないんじゃないですか。そんなものの中でやるものですか、ちよつとびりちよつとびりやっておるだけであつて、何にも効果が上がらないようなこと。たとえば一例を申し上げますと、漁業法というのが出てくるわけですが、ハマチの養殖では一番大きな問題は魚の病気なんです。魚病ですよ。この魚病によってハマチ養殖というものは大変な目に遭つておる。大体損害の八〇%は魚病によつておる。魚病、魚の病気、これを防疫するようにな、そういうような薬品とか、あるいはそういうような技術とか、そういうものが一体いまだに開発されないのかどうかというところに問題がある。農水大臣は農水省全体のあんな責任者でございまして、農水と比べてごらんないよ。農業に一体、病虫害の防除とか農薬とか、どれほど——いままそんなものによつて農業がまいつていふというものはないでしよう。したがって、私はこんなような研究なんかというものがどの程度なされておるのか。要すれば、やりたいと思つたつてお金がないからできないということになるんじゃないでしようか。ですからいろいろな問題が出てくるのであつて、これは後ほどの問題ですが、それは御答弁は要りませんけれども、いま言つた調整保管の問題と、それから例のスケソウからイワシにかえるという、あのために法律をわれわれ大急ぎで一本つくつたことがあるんだが、その効

果が何ら上がつていないような気がするんですが、この法律の運用なんというものはどういふことになつておるのか。余り長くしゃべつておると大事な坂倉さんの時間がなくなりますのでやめますが、これらについて御答弁願います。

○政府委員(山内静夫君) ただいま先生御指摘のイワシの問題、まことにごもっともなお考えだと思つておるわけでございまして、過去イワシの漁獲量は去年まで毎年ふえまして、実は去年は三百万トンのオーダーを超えた、こういう状況でございます。で、現実的に申し上げますと、その大半がミールに回る、こういう状況でございます。生鮮として口に入らない、こういう状況でございます。

(委員長退席、理事宮田輝君着席)

水産庁といたしましても、こういう状況を何とかしたいと、こういうことから、たまたま五十二年の二百海里時代、スケソウの漁獲量がこれから減るであろうと、こういう前提のもとに、イワシと赤身魚を原料として、これをすり身の原料にする、こういう研究予算を毎年数億円組みまして実は去年までやってきたわけでございまして、

で、その結果、ようやくすり身にするような技術開発はほぼ完成したわけでございまして、で、現在その施設等につきましては、現在のところは長崎方面で非常に盛んではございますが、不幸にして消費者に受けが悪い。黒いということから、味はともあれ、黒くて受けが悪いということから、関東方面には余り出回っていない、こういう現状でございます。しかし、これが必要であるということから、たとえばくろぼこというような消費宣伝活動を国も援助いたしまして、できるだけ赤身魚を利用できるような方向でいろいろ努力を重ねておるわけでございまして。なお、東北地方につきましては、今後八戸地区にイワシ関係の赤身魚施設をつくりまして、何とかイワシの加工利用を、食用に供するような加工利用方法を今後とも熱心に開発していきたい、こう思つてござい

います。しかし、何分三百万トンと、こういうオーダーでございまして、これを一気に食料向けにする、これはなかなか至難ではございますが、方針としては全く御説のとおりでございまして、今後とも地道な努力を重ねていきたい、こう考えておるわけでございます。

○国務大臣(田澤吉郎君) 御指摘のように、農林水産省の予算の中での水産関係の予算、まあ全体から見るとわりと予算としての位置づけは大きいのでございますが、いま御指摘のように、漁港に大分ウエートをとられておりますので、そういう点では水産振興という面から言うと確かに農業よりは少ないと思えます。しかし、その中で私はかなりいま、つくり育てる漁業のために予算は着々と私は計画的に進められていると思うのでございまして、たとえばサケ・マスの放流とか、あるいは種苗のいわゆる養殖センターを各地に設けて、それなりにわが国の沿岸水域の水産資源の確保のために努力をしているというような点などを考えますと、私はかなり進めておると思うのでございます。

しかし、今後私はもっと積極的にやはり進めていかなきゃならぬと思いますが、過般、この土曜日に私ちようど大分県へ参りましたが、大分県の知事さんというのはなかなか農林水産業に熱心な方で、他の知事さんも皆さん熱心でございまして、特に水産関係でマリノポリスというのをいま大分県でやっているんです。これは皇太子殿下もおいでになって進めたのでございまして、これはやはり魚礁あるいは種苗等を進めると同時に、そういう加工にまでつながる一貫したつくり育てる漁業を大規模で進めている計画なんでもございまして、こういう計画などは私はこれから積極的にやるべきものだろう、こう考えますので、今後マリノポリスのような大規模な、しかも理想的な漁業計画を立てて、つくり育てる漁業を進めてまいらなければならぬと考えております。何せハマチのいまの飼育というのは何か海を非常に汚染する傾向もございまして、いわゆる棄げというよう

なこの養殖でございまして、それ以外に新しいやほりつくり育てる漁業というものを考えていかなければならない。ちようど大分県の知事さんがそういうマリノポリスというものをいま計画されておられますので御紹介申し上げたわけでございまして、そういう一種の新しいつくり育てる漁業というものをこれからやはり進めていかなければならないと私は考えております。

○坂倉藤吾君 調整保管は。

○政府委員(山内静夫君) 漁業調整保管の問題につきましましては、アウトラインは先ほど申し上げたとおりでございまして、もちろん現在の調整保管等につきましまして欠陥が多々あることは重々承知しているわけでございまして。この問題等につきましても、今年度以降関係業界とよく意見を交換いたしまして、できるだけ国民に安定的に魚を供給できるように機能を持たせ、なおかつ魚価の安定にも資する、こういう考え方のもとにその機能の充実を今後とも図っていききたい、こう思っておりますのでございまして。

○坂倉藤吾君 そこで、この調整保管が幾つか欠陥を持っているというので、私、まあ余り具体的に言いませんけれども、ぜひ検討をしなきゃならぬ課題は、結局系統団体の責任になつていられるわけですね、系統団体のね。すると、系統団体の責任だということになりますと、調整保管で確保をしたものが果たして思惑どおり調整に役立って、余り損をしないで時期が来てさばるのかどうかと、いうところがきわめて問題になるわけですね。必ず一定の時期が過ぎればこれはうまくいくというところが保証されれば私は調整保管の問題がきわめてスムーズにいくだろうと思うんです。ところが、そうばかりいかぬわけですね。そこに問題が出てくる。問題が出てくるというところは調整保管にかけるかかけないかがいわゆる系統団体の責任ですから、赤字を抱え込むようなおそれのあるときはこれは働かなくなつてしまふ、結果として、ここを一体どうするかということが政策的に解決をされないと私は問題があるんじゃないか。

したがって、系統団体責任ということが一つは問

中、これは皮肉な物の言い方になるので少し御勘弁いただきたいと思いますが、構造改善の一層の推進を図ると、こうなっているわけですね。今日までも推進に努めてきたし、これから構造改善の一層の推進を図る、こう提案理由での説明が行われているわけです。そうしますと今日まで構造改善は一体どういう立場で何が具体的に改善をされてきたんだらうか、このところがよく私どもとしてはわかりません。少し整理をして説明をしてみたい。改善をしなきゃならぬポイントというのはいくつかあるところをいま重点に考えておるか、その重点に考えておるところは具体的にどういふふうな改善をされたのか、このところなんです。ちよつと伺いたい。

○政府委員(山内静夫君) 第一期の構造改善事業は五十二年から五十五年まで行われたわけでございまして。この間におきまして、沖合い底びき網漁業、遠洋カツオ・マグロ漁業等七業種で操業隻数の増減、協業化等の経営規模の拡大に関する事業二百五件、また、省力省資源型漁船、漁労機器の導入等の施設の合理化に関する事業千八百八件実施しております。それらが漁業経営の近代化にかなり役立ったんではないかと、こう考えておるわけでございまして。

具体的に例を申し上げますと、沖合い底びき網漁業におきましては、省資源型船への移行、サイド式からスタン式への転換などの合理化が進み、漁獲効率の増大、経営コストの切り下げが行われた、こう考えているわけでございまして。遠洋カツオ・マグロ漁業につきましましては、省資源型漁

船への移行、一経営体当たり増隻による経営基盤の拡充などの改善が進みまして一経営体当たりの生産量も増大したところでございまして。しかし、外国の二百海里規制に伴う入漁料負担の増大であるとか、燃油価格の高騰などの急激な環境の変化によりまして構造改善事業の効果が相殺されまして漁業経営の近代化の効果が十分発揮されるようにはならなかった、こういう現実でございまして。しかし、これは言い逃れになるかもしれませんが、この事業を実施していなければさらに経営の落ち込みがあつたんであらう、こう考えているわけでございまして。

(理事宮田輝君退席、委員長着席)

その他の業種につきましても一経営体当たりの漁獲量及び一従業員当たりの生産性は全般的に向上を見せておりまして、漁業経営の近代化にはある程度役立ったんではないか、こう考えておるわけでございまして。

○坂倉藤吾君 そういたしますと、第一期の基本方針、これと第二期の基本方針、これを比較をしてみまして、特に、経営規模拡大、生産行程についての協業化、いわゆる経営の近代化の関係では具体的な目標数字というのは全部消えまして、これ消えたというところは、第一次で指摘をした目標統計数あるいは隻数、こうしたものは一応予定どおり全部完了したと、こういうふうな理解するんですか。

○政府委員(山内静夫君) 先ほど申しました第一期の基本方針では、過剰投資を抑制しつつもなお増殖による経営規模の拡大とか、経費節減等により経営の合理化を志向したものであります。第二期の構造改善計画では特に省エネルギー化を重点的に配置した、こういう考え方をとっているわけでございまして。このような考え方から第二期の基本方針におきましては、経営合理化対策を経営規模の拡大よりもむしろ省エネルギー対策に重点を置いたと、こういうことでございまして、基本方針におきまして当該漁業に使用する漁船に低燃費機関を装備することを追加し、省エネルギーの新造

のみならず、既使用船の改造による省エネ合理化をも推進すると、こういうことになったわけでございます。その反面、先生御指摘の経営規模の拡大に関する増進につきましてはなお経営合理化対策の一環としては有効であるので、第二期でも引き続き推進することとしておりますが、第一期のときと変わらぬ具体的な目標を設定いたしました。画一的に推進すると、こういうことよりも各漁業経営の置かれてある諸条件に即して、実態に合わせて進めることが妥当と考えまして、具体的な増進の数字は省略したと、こういうことでございます。

○坂倉藤吾君 それ以上突っ込むとぐあいが悪いので、すくなくとも第一期で、たとえば沖合い底びき等については、三統未満は「特選」というような表現があつたんです。ほかにも全部隻数も入つていますね。こういうようなことを一たん出して、出した結果がどうなつていくかという評価もきちつとしないので、あるいはまた変更しなきゃならぬような要素というものは余りなくて、第二期の方がさらに具体化をしなきゃならぬというふうに私は思うのに、むしろ抽象的になつていくというところは、これは私は少し無責任じゃないのかなという感じを率直に言つておきたいというふうに思ふんです。

そこで、今回の法改正に伴つて、これは補足説明の方で、新たな基本方針を策定される見通しだと、こうなつていくわけですね。新たなというのは、これは第一期、第二期と比較してみて、全面的に見直しをして、言うならば中身の具体性その他も新しくされるのか、あるいは第二期に省エネ部分だけを加えようとするのか、その辺の考えをちよつと尋ねておきたい。

○政府委員(山内静夫君) 先ほど申しましたように、第一期の構造改善の基本方針は、一経営体当たりの漁獲量の増大等に見られるように、経営の合理化にかなり役立つた、こう考えているわけでございます。しかし、第一期の途中におきましていろいろな事件が発生いたしまして、ことに燃

油高騰によりまして漁業経営が非常に苦境に陥つたと、こういうこと、あるいは個人の所得の伸び悩みによりまして魚価が低迷して、漁業を取り巻く環境が非常に変わったと、こういうことから、当然のことながら第一期の方針を見直したと、こういうことでございます。

もちろん、構造改善の基本方針には、第一期、第二期とも経営安定の意味から生産コストの低減等の経営の合理化を志向すると、こういう点は全く同一でございますが、第二期におきましては、思い切つた省エネルギー化対策を講ずると、これを前面に押し出して、なおかつこれと並行いたしまして、融資対象の肥大船の船齢を延ばすと、そしてなるべく、まあ古い船を使うと云うとちよつと語弊がございますから、過去漁業界の陥りやすかつた弊でございます新船、新船といふか、この過剰投資を避けると、こういうようなことも誘導すると、こういうことによつて経営体質の改善を図つていきたいと、こう考えているわけでございます。

○坂倉藤吾君 そこで、私がお尋ねをしておるのはそういうことなんです。問題は、第二期の途中にあるわけですね、この途中にあつて新たなこの基本方針の策定と、こうなりますと、それは全くこの第二期と質的にもさらに充実した方針というものが期待をされるわけで、それにこれえてくれるのかどうなのかというところをぜひ聞きたいわけですよ。ただ単にこの二期の基本方針に対して省エネだけをという話になりますと、先

ほども説明がありましたように、省エネ自体はもう二期の中に入つていくわけですね、はつきり申し上げて、入つていくわけですから、何もこれ新たに必要ないわけでは、したがって、新たにという意味は一体何なのか、その考え方を明確にしたい、こう言つていらっしゃるんですが、

○政府委員(山内静夫君) 先ほどちよつと舌足らずでございましたが、第二期の基本方針は昨年八月につくつたところでございまして、その間一年

未満でございます。今回さらにこの方針に省エネルギー対策を積極的に推進すると、こういう方針を新たに加えて第二期の方針を拡充強化すると、こういう考え方に立つていくわけでございます。

○坂倉藤吾君 そうしますとね、この二期のたとえば「省エネルギーの目的に沿つた」云々のところとかあるいは「燃料油の消費の節減等を通じた経費の節減」とか、こういったところをとりわけ抜き出すということなんです。

○政府委員(山内静夫君) この問題は、単に「施設の合理化」と、こういうことを抜き出すだけではなくて、漁船の運用面の改善であるとかあるいは魚種、漁船の保守管理の励行等、いろいろの省エネ効果を発揮させるような事項を定めていきなさい、こう考えているわけでございます。

○坂倉藤吾君 そうすると、根本は変わらないけれども、より具体的に推進のできるような基本方針がでる上、こういうふうな期待していいわけですね。

○政府委員(山内静夫君) そのとおりでございます。

○坂倉藤吾君 次に移りますが、漁港の共同利用設備、これは一つの方針に入つていくわけですが、この共同利用設備の効果は、どうですか、具体的に利用設備が改善をされて設置をされて、それに対する利用の問題、そこで何か問題ありませんか。

○政府委員(山内静夫君) 漁港の共同利用施設といふと、端的に申し上げますと、共同販売施設、荷揚げ場がこれは中心になると思ひます。これは管理をどうするかという問題等とも絡みますが、一般的に言ひまして漁業協同組合がこれを管理して共同販売事業を行うと、こういう関係でございまして、個々のケースによりまして問題があるかと思ひますが、私の聞いてる範囲におきまして、共同利用施設等について特段問題がある、こういうことは現在聞いておりません。

○坂倉藤吾君 それは運営面の問題じゃなくて、せっかく設置をした設備が有効に利用されていくかどうかという観点ではどうですか。

かどうかという観点ではどうですか。

○政府委員(山内静夫君) 御質問の趣旨ちよつと私、誤解になるかも知れませんが、漁港におきまして荷揚げ場施設をつくる、上物をつくらんと、こういうようないろいろな事業が重なつていくわけでございます。そういう関係におきまして多少のぎくしゃくがあるやうに聞いておりますが、水産庁にいたしましてはあくまでも投資効果を高めるために、漁港の岸壁ができたならば、同時に上物施設ができるような方向で部内の調整を図つていくところでございます。

○坂倉藤吾君 私もずつと具体的に見てまいりましてね、大変りっぱな共同利用施設がでる上がつていて、ところが、施設はりっぱなんです。が、漁業全体の衰退もありましてね、せつかつくつたところが遊んでる、こういうところがちよつとあるんです。そうなりますとね、何のたのめのない設備なのかという疑問をやつぱり持たざるを得ないわけです。私はやつぱりこういうふうな共同利用施設というふうにして設置をしていくからには、そこに有効に活用できるいわゆる舞台づくり、それを慎重に現地の方で私はずつと詰めてそしてやつてもらわないと、この設備もただでできるわけじゃありませんからね、結果的にはお互いの負担になるわけですから、そのところをもう少し目をつけてもらつて、そしてぜひひとつ検討をしておいてもらいたい、こういうふう

に思ひます。それから、これはグループ化、協業化の問題も同じような一つの点がございまして、これは施設利用じゃなくて、なかなか非常に協業化をしていくとかあるいはグループ化をしていくとか、こういう観点からいくと、いまのたとえば漁港に對するところの設備投資というのは果たしていいのかどうかという観点も総合的に合はしていただければならぬ、こういうふうな思ふんです。それは、くどくなるようですけれども、末端漁協の今日のあり方というのは、端的に申し上げまして、行政区画別でもないんです。むしろ字別に近い。

それが、字別がさらに小字に分かれて漁協が設定をされているところが多々あるんです。まさに距離的に言いますとも一キロぐらいの隔たりで漁協が存在をしているようなところもあるわけなんです。そうなりますと、果たしてそれぞれを漁港にし、そして漁協にし、しかもそこに同じような施設をつくっていくという発想が果たしていいのかどうか。私は、これを基本的にやっぱり点検をしないといけない。そして、そこからやっぱり構造改善というのが行われるべきであらう。これは非常にむずかしい課題でして、正直申し上げまして私も海岸におりますから、よくわかるんですけど、端的に言えば、一番近くの仲間とは仲がいいけれども、けんかしているというような体質があります。これはやっぱり縄張りが明確でないで、取り合いをしてもめるものになっていくんですね。しかし、そういう観点から今日は脱却をしないといけないのだということがきつとお互いに理解のできるような指導というものを本腰を据えてやっていきたいと思います。私はこれはもう解決の方法はない、こういうふうに思うんですよ。ですから、そういう意味合いで漁港設置のあり方あるいは設備の仕方、そこに向けてどう利用していくのかということとで、今日までの縄張りを捨てて、私はみんな仲間が相談をして決めていくような体質、ぜひこれを指導してもらいたい、こういうふう思うんですが、この辺は大臣も含めて御答弁をいただきたい。

○政府委員(山内静夫君) 現在漁業協同組合の置かれてある環境等につきましては、先生御指摘のとおりところが非常にたくさんあるわけでございます。ことに漁業権に基づきまして各浦浜ごとに漁業協同組合が設立されまして、そこである程度の経済事業を営むと、こういうことが非常に経済的にはロスが多いと、こういう状況でございます。こういう状況は、水産庁といたしまして、今後水産業を展覧する意味からも、ぜひ避けなければならぬということから、合併助成法等によりまして組合の合併を推進する。漁港等につきましてもできるだけ浦浜に細分化したような物揚げ場をつくるような方向では望ましくないと、こういうかっこうで、各県ともいろいろ指導しているわけでございます。今後とも、先ほどいろいろ御質問等にもございました流通機構の合理化、こういう一環をもなす問題でございますから、努めてそういう不合理な点は排しまして、できるだけ大きな漁港、大きなところに集中いたしまして、組合も合併すると、こういうようなかっこうで流通コストを下げ、ひいてはこれが漁業者の所得の向上にもつながると、こういうことを漁業者に理解させるような努力を今後とも続ける必要があると、こう痛感しているわけでございます。

○坂倉藤吾君 とりわけ末端の系統の組織の基盤を強化をする立場からも、ぜひそれはやり遂げなきゃならぬだろう。今日、まあこれは直接の問題ではありませんが、信用事業等の問題からいいますと、規模が小さければ太刀打ちのできない今日の事態になってきているはずでして、とりわけ今日の金融関係の各事業等を眺めていきますと、これはもうまさに自由化の戦国時代が始まるようにしているわけでありまして、これに漁協の信用事業等がきつと位置づけをして、そして進んでいくためには大胆な発想の転換、そして早期にそれ成し遂げていくという意欲、それをやっぱり求めていかなきゃならぬと思うんです。それを指導していくのが私は水産庁の当面の大きな課題じゃないのかというふうに思いますから、ぜひその辺は、私は具体的にひとつ決意を込めて臨んでいただくようにお願いをしたいと思っておりますので、これは大臣、ひとつその辺で見解表明を伺いたいと思っております。

○国務大臣(田澤吉郎君) 漁港の共同利用施設を含めて、やはり協業化というのは、これは当然この有効活用のためにも必要だと思っております。特に私は漁業協同組合を見てもみまうと、私、農業協同組合を見た目で漁業協同組合を見た関係でございましょうか、全体としてやはり、かなりの

おくれがあるということは事実でございますから、特に信用面における機能というのはいくらも私はおくれていると思うんですね。そういう点で今後やはり、これからますます農業以上に大きな役割りを果たさなければならぬ漁業協同組合でございまして、そういう点ではさらに信用部門を大きな支え、柱にして進めていかなければならぬのじゃないだろうか。そこで、利用という面をさらに大きくしていかなければならぬという点には今後も十分注意をしながら進めてまいりたい、かように考えます。

○坂倉藤吾君 次に、経営体の自己資本率の問題に触れていきたいと思います。基盤強化の基本がやっぱり自己資本率が高いか低いかによって決まってくると思えますね。そうしますと中小の漁業再建というのはまさにこの資本率が上がっていくことにすべてがかかっていると言つても私は過言ではないと思うんです。そういう観点から眺めていきますと、逆に今日、自己資本率というものは低下を続けています。これはいろいろな条件が重なっているからそうなんです。私はわからぬではないんです。わからぬではないんですが、結果、目的と違つたようなかっこうに低下を続けていくというの、これはもう容易ならぬことだと思ふのです。そこで、自己資本率をどういうふうにするか、高めていくことができるのかというところをやっぱりポイントとして押さえてもらわなければならぬだろうと思うんです。正直言いますと、財務内容の改善、それから自己資本率を高くしようというの、この基本方針の中にもはつきり出てくる、たとえば四十八年は一・二%あつたものが五十五年では七%になってきている、こういう状況だし、これも平均の数字ですから、いいところもあるわけですから、極端にこれ以下のところがあるに多いというところを物語っておるわけでありまして、これは大変だと、こういうことになると思うんです。この辺はこれからの整理の中でどう

変化をしていくんでしょうか、見通しをちよつと。

○政府委員(山内静夫君) 漁業における自己資本比率が非常に低く、なおかつ、五十年代前半から現在まで非常に下がってきたと、全く御指摘のとおりでございます。自己資本比率が下がった原因等、いろいろあるわけでございますが、基本的には借入金によりましていろいろの過大な設備をした、それから漁船の新造競争や新型の機器等の導入を急ぐ余り、過大な借金を繰り返してきた、こういうことによるものが大きな原因である、こう考えておるわけでございます。このために第一期の構造改善基本方針におきましても、資本構成の是正その他財務内容の改善を図るため、付加価値の増大等による収益性の向上、利益の内部留保等を基本方針に明記いたしまして、その励行に努めたほか、漁船その他の施設の合理化を導入するため、漁港、操業形態の転換、省力化設備の導入、省資源船の開発等を推進することとしたものでございまして、しかしながら残念なことには、先ほど申しましたように、第一期構造改善の期間中に二百海里の規制問題、あるいは原油価格の高騰、水産物消費の低迷等の事態が発生いたしまして、われわれ基本方針をつつたときに比しまして、予期せぬ事態が発生したため、漁業経営の収益性がさらに悪化した。これが自己資本を食いつぶし、そしてさらに自己資本比率を低めた。こういう現実があるわけでございます。今後厳しい漁業経営環境のもと自己資本比率の向上は絶対必要要件でございますが、なかなかこの問題は非常に御指摘のようになかなか問題でございます。資本構成その他財務内容の改善はどういうぐあいに達成するか、いろいろ方法があると思ひますが、要は漁業経営をよくしなければならぬ自己資本比率はよくならないと、こういう前提のもとに省エネルギー型の船等によりまして経営の合理化を図ると、こういう方針を盛り込んだわけでございまして、こういうことによりまして幾らかでも漁業経営を安定させまして自己資本比率を向上させる

と、これが第一点でございます。
それからもう一点いたしましては、減船等業界の自助努力によりまして漁業の生産構造の再編成を図りまして各漁業の経営体をよりよくして固定化負債を返したり、あるいは不良債務の整理、こういう体質改善を加えて自己資本比率を向上させると、こういうことでございます。

それから第三点いたしまして、現有漁船をなるべく長く利用すると、それから過当競争を排除すると、あるいは操業方式等につきまして共同化とか、協業化と、こういう方式を入れてきて経営の安定を図っていくと、これとともに資本構成で、増資できるところはすると、こういう考え方のもとに自己資本の充実を図っていききたいと、こう考えているわけでございます。

○坂倉藤吾君 答弁聞いておりまして大変むなしいですよ、正直申し上げて。たとえば最後に触れられた増資のできるところは増資を求めると、こう言いましても赤字を生むところに向けてだれが増資しますか、正直申し上げて。完全にこれは黒になりますよと、もうかりますよと言ふならどんどん増資はありますよ。ところが、経営苦しいんですよ、これから先も赤になるでしょうと、ひとつお金出してくださいますと、これどうにもなりません、正直申し上げまして。

それから省エネ船になるべく切りかえてやっていくというのですが、これも投資になるんですよ。したがって、これもなかなか進まない話になるんです。ただ、いま言われていることの中で生きてくるのは減船だけなんです、減船だけです。そうしますと、構造改善というのはまさに私はスクラップ・アンド・ビルド、そうしますと、自己資本比率の少ないところが切り捨てられると、結果としては、しかも、それは自主的という名前の中でお互いやむを得ないということでの割り切りですよ。これしか生きてこないんですよ。そうしますと、廃業、廃船になつていく、いわゆるスクラップをされるところは一体今日の状況の中でどうなるんだろうか、正直申し上げて。

ものすごい負債抱えているわけですね。しかも、これからやっていけばやってくる、こういう状況にありまじから早く足を洗いたい人はたくさんおるんです。おるんですがその足を洗えない、このところをどう手当てをするかということですね。そうしますと、この課題に今度こたえるのかなと思われの、いわゆる負債整理資金の関係ですよ。この負債整理資金というのはいまだ残る方にウェイトがあるのか、あるいは切り捨てられる方にウェイトがあるのか、一体その辺は、いまだで私これに前にも触れましたから、そのときの答弁からいけば、長官の答弁からいけば、それは両方ですよと、こういう答弁になっておったと思うんですが、私もそうなければならぬと思うんですが、こころの辺のもう少し具体的な説明をしてもらわなければいかぬでしょうか。

○政府委員(山内静夫君) 負債整理資金の生まれたいきざつと申しますのは、二百海里体制へ移行しまして、なおかつ燃油価格が高騰、魚価の低迷等非常に環境が悪化した、なおかつこれに基づきまして経営危機に直面する漁業が非常に多かつた、こういうことから従来緊急的、あるいは緊急的措置としてたとえば経営維持安定資金であるとか、漁業用燃油対策特別資金等の融通の用途を図ってきたわけでございます。しかし、現在の漁業をめぐる情勢の変化はそれだけではなかなか対応できないということで構造的なものを考えられる、こういうことから新たな発想の転換を求められたわけでございます。このため五十七年度におきましてこれら緊急的、緊急的な融資措置に加えて、いわゆる経営負債整理資金の問題がございますが、業界の自助努力を基本とする計画的な減船であるとか施設の合理化等、漁業生産構造の再編整備を促進することとしたしまして、このため従来からの共補償資金の融通枠の拡充、共補償負担軽減のため特定漁業生産構造再編推進事業の充実を図る一方、新たにこれらの再編整備に参加する漁業者の負債整理のための長期低利の漁業負

債整理資金制度を設けることとしたわけでございます。具体的には減船者の選定等はこうした漁業生産構造の再編整備に参加する漁業者の仲間間で自主的に決めるわけでございます。したがって、具体的に減船者となるか、あるいは残れるかという問題は各漁業者の自由意思で決定される、こう考えているわけでございます。

漁業経営負債整理資金は、先ほど長官のお話も出ましたが、減船者または残存者の双方を対象として融資されるものでございまして、減船者のうちに漁業を廃業する者についてはその負債整理に協力する漁協等の償還条件緩和等に要する資金を対象とする、また減船者のうち他の漁船でなお漁業を継続する者については、三番目に減船業種の残存者については、共補償負担を容易ならしめるためその者の負債整理に要する資金を対象とする、こういうぐあいに資金が融通されると考えているわけでございます。また、減船はしないが施設の合理化等により漁業生産構造の再編整備を行う業種の漁業者の負債についても再編整備の円滑な実施を確保するため、本資金等による所要の融資措置を講ずることとしていくわけでございます。

このように負債整理資金は漁業生産構造の再編整備に参加する者の負債整理に限定して、通常のいわゆる経営安定資金よりも優遇した条件で貸し付ける制度になっていることが従来の経営安定資金とは違ひまして、なおかつ漁業者の自由意思でや、減船者、非減船者もこれによって分けられる、これが考え方として新しい点でございます。

今後具体的な基準につきましては早急に検討をいたしまして、この負債整理資金が十分業界の要望にこたえられるような方向で使われるような方向を見出したい、こう考えておるわけでございます。

○坂倉藤吾君 自主的にと言いましても、経営のいいやつをちゃん切るといふ話にはこれはどうなつてもなりません。結果的には先ほども言いましたように自己資本率が非常に低くて、そして

うどうにもならぬところからやつぱり減船は自主的にと言いつても決まられていくことになると思うんですよ、現実問題としましてね。そうなりますと、私は、この残る方は、これは長期低利でさらにそれを償還していく見通しに立てるわけですからまだいいです。ところが、やめる方の側は、これはなかなか大変なことだと思ふんですね、負債を抱えたままやめるんですから。この取り扱いは、これはちょっと簡単に長期低利の融資をしますからばちばち返したらいいですよというだけではおさまらぬやうな感じがする。この知恵は一体どういうふうにお出しになるんですかね。私はそこが聞きたいんですよ、正直申し上げまして。これは負債整理資金の今日の融資という立場では解決し得ない問題点ではないのかな、こういうふうにも思ふんですが、いかがなものですかね。

○政府委員(山内静夫君) 現在、負債整理資金の対象と一番なりやすい業界としてカツオ・マグロ漁業があるわけでございます。実は、カツオ・マグロ漁業につきましては自主減船というのを五十六年度にとりまして、五十七年度にもこれを行う、こういうことになっております。先ほど申しましたように減船者の選定につきましては業界が自主的に選ぶ、こういう考え方をとっていると、鯨連合会といたしましては減船者の選定に当たっては、一応減船希望者を募る、これを第一条件にいたしまして、なおかつ経営困難な者。それから二、複船経営であつて減船を希望する者。一応こういう選定方針に基づきまして地元組合とよく相談いたしまして、主として経営不振な漁業者を優先して減船を行っている、こう聞いているわけでございます。御指摘のようにカツオ・マグロ漁業者につきましては非常に経営悪化が著しい者がありまして、当然のことながらこの負債整理資金等によりまして共補償資金ではなかなか赤字が返せない、こういう事態も十分承知しているわけでございます。しかし反面、残る者につきましても現在カツオ・マグロの共補償資金といたしまし

ては現在の売買相場をはるかに超えた相場で共補償資金を出し合ひまして、共補償資金によりまして減船者を助ける、こういうことがございまして両方の兼ね合いからその辺の金の出しぐあいであるとか、あるいは減船の度合い、どういふぐあいでするか、こういうものが決まることとございまして、役所が一概にあれやこれやと、こういう性格ではございせんが、いづれにせよ従来の自主減船をよりやりやすくする、こういうお手伝いをするによりまして、漁業の再編整備をよりよくして、日本の漁業——もちろん減船者にはまことに気の毒ではございせんが、将来方向として日本の漁業を足腰強い漁業に育てる、こういうことからやむを得ない措置ではないか、こう考えているわけでございせん。

○坂倉藤吾君　そこで、一つの考え方なんです、たとえば減船をしてスクラップをしていく船等を、たとえば政府機関がこれを買ひ上げまして、片方ではそれはつくる漁業の立場から魚礁事業をどんどんやろうとしているわけでしよう。そういうような形に活用をしていくような、片方では船を買ひ上げる、これはまあ買ひ上げる基準がそれぞれの立場から見ても正しく評価されるかどうか大変な課題になると思うんですが、これは政治的な一つの作業として、その辺のところに着目をして、活用をし、しかも減船者を救済をしていくという、こういう道筋というのが立てられないか、という、これは一つの例ですよ。そういうところまでいきませんと私はこれ大変なことだろう、率直に言つてそんな感じをするわけです。これはいま答弁それでよろしいとかなかなか言えないでしょうから、あえて答弁もいたしません、そういうふうなひとつ考え方も十分に生かしながら、これ対処してもらいたい、こういうことを申し上げたい。

それからもう一点は、いまお話がありましたように、遠洋マグロの方ですが、これは五十六年度に六十九隻ですね、減船のこれはもう認定が行われている。それから、本年度はおおむね九十六隻

これも予定をしている。これはまさに二〇〇%に当たりますね、全体からいきましたね。そういうことになりまして、これはもうこの対策は私はこれ過大な共補償というようになつて、また残る人々にも大変な負担を覆いかぶせることになりはしないのかと、率直に言つてその心配をするわけですよ。そうしますと、過剰負担にならないような対策というのが、いま私が申し上げたようなこと等も含めてひとつ知恵をしぼつてもらつて対処をするようにぜひ要望をしたい、こういうふうに思いますが、そういうことを——出したのは例ですから、そのとおりやれということじゃありませんでして、そういう知恵を出してもらつて、うことについての約束をいただければどうか。

○政府委員(山内幹夫君)　先ほど申し上げましたように、マグロ関係におきましては日鯉連の自主減船が去年行われ、こしも行われるわけでございせん。残存者が共補償資金を出し合ひまして減船者に対して金を支払うと、こういうことでございまして、減船者につきまして一隻当たり、大体二百八十トンクラスでございせんが、一億五千四百万円を拠出すると、残存者一隻当たり三千五百四十万円の負担を負うと、こういうことでございせん。年間約五百万円弱の負担と、こういう計算のもとに現在の共補償の仕組みができていくわけでございせん。残存漁業者の負担につきましては、先ほど申しましたが、短期間に負担額全額を支払うと、こういうことは非常に過重であると、こういう考え方から漁業再建整備特別措置法の規定によりまして負担金の八割に相当する額を長期で、返済期間十五年、うち据え置き五年間という非常に金融制度としては恵まれた条件の融資を行うほか、特定漁業生産構造再編推進事業によりまして残存者の負担の軽減、たとえば金利のなおかつの助成であるとか、あるいはスクラップにする漁船に対する補助とか、こういう事業でございせんが、こういう所要の援助措置を講じまして、この自主減船がうまく行われるような措置をとつて

いるわけでございせん。

○坂倉藤吾君　結局、いま説明されていることは私は理解をしているんですがね。二割からの減船というのはいま、何といひますか、これからの将来漁業というものを展望してみたと、そういう業界自体も資源管理型といひますか、そういう方向にきちつと向いてきている。その意味では私はきわめていいと思うんですが、いいと思うんですが、そこに構造改善がびつと来るわけですが、今日まで行つてきたことについての抜本的な改革を要するという話。そうしますと、たとえば先ほど議論でありましたように、農業関係と比較をしてみまして、農業のいわゆる稲作転換等の場合等も通じまして、土地改良だとか、いわゆる構造改善の課題等々比較をしてみますと、まさに構造上の問題を大きく変えていくことと、まさに農業の方はきわめて優遇をされてきているのに、農業の方はきわめて優遇をされていく。どちらかと言ひますと、個人の所有財産に向かつて国の方が大抵は援助しているのが農業なんです。水産の方では個人の財産援助というかつこうはまかりならぬということ、これ一切されてないんですね。全部融資なんです。融資というのは、御承知のように将来必ず返さなきゃならぬ、こういうかつこうなんです。ところが、構造改革まで進めていくとすると、私は少なくともあの二百里時代のように、いわゆる北洋漁業が締め出された場合にとつたようないわゆる交付金の考え方というのは私はこの際もう一遍とるべきじゃないだろうか、むしろ。それは政治的に今日の財政事情ですから、大蔵省なかなかうんと言ひ筋のものではないかもしれせん。しかし、これは私は今日の水産の立場から言ひまして、ぜひこれは農水大臣の政治生命にかけてでもその辺の再編強化をし、これからの漁業を維持していくためには、これは何としても必要なんだという立場の私は主張というものが行われて、実現に向かつて努力をすべきである、こういうふうに思うんですが、これはひとつ大臣か

ら決意のほどを、あるいは考え方をお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(田澤吉郎君)　確かにいま農業の面でもあるいは畜産の面でもあるいは水産の面でもいわれる計画生産をせざるを得ないという状況にあるわけですよ。これはまあいふゆゑの経済社会の大きな変化がもたらした一つの現象でございせんから、したがひまして、農業の面では御指摘のような水田利用再編対策といふことで大きな奨励金つきで減反政策を行つていくわけでございまして、また畜産の面でも一方五十一年から五十三年まで、これは畜産が非常に伸びた時代、そのときに大きな先行投資をしたものでありますから、それがいま大きな負担になつていく関係で結局計画生産をせざるを得ないという状況にあるわけでございせんが、まあ水産の面でもやはり減船、いわゆる計画生産をせざるを得ない現状でございせんので、私はこの計画生産をした場合に将来やはり水産業が明るい見通しがあるということが一番重要だと思ひます。そういう意味で今後この減船をすること同時に、この水産全体の振興策に対して明るい見通しをやはり立ててやらなきゃならぬというのを感じているわけでございせん。

そのことと、それともう一つは、いま御指摘のやはり減船に対して融資だけじゃないかということとでございせんが、まあ二百里時代は確かに一千億程度のいわゆる補助政策を政府が講じたわけでございせんが、減船の面で確かに二百里時代にある程度似通う一つの現象なんでございせんが、いまの財政難の時代にそれに対応をするのにはどうしたらよろしいかということとは非常に大きな問題でございせんけれども、まあ今後減船している方々の負担といふのは非常に大きいものですから、長期の低利での資金のみではなかなか容易じゃないと思ひますので、これは非常にむづかしい問題でございせんけれども、私はまあ予算編成のときに、大蔵大臣が何と言ひますか知りませんが、少し努力はしてみたいと思ひますけれども、確実なお答えはなかなかむづか

しいと思ひますね。
○坂倉藤吉君 少し努力ではかなわぬので、これは言葉じりでありましてからよろしいんですけれども、大いに努力をしてもうってぜひ実現に向かつて取り組んでもらいたいと思ひます。そうでもしないと本当によくなりません。それだけはもうはつきりしているんです。

それから、まあいろいろ論議をしましりまして、先日の漁業再建整備の急務というものは、先回あの漁業の審議の際にも申し上げましたけれども、やはり総合的に取組まないとそれそれの場だけの対症療法ではどうにもならない、これだけはもうはつきりしていると思ひます。しかもそれは漁獲のあり方、あるいは生産のあり方、加工、流通、あるいは水揚げ価格から消費価格までの間の、これはまあ流通も含めて、機構を含めての話になります。価格管理、さらには形態と、それから系統組織、漁協のあり方、こういう組織の形態ですね、これも含めて、あるいはきょうちよつと時間的に具体的に詰められなかつたんですが、漁港のいわゆる機能それから配置それから協業化、共同化、こうした問題点、あるいは何といひますか、漁業のいわゆる生産と保管、販売に至る全体の整合性を持った一貫した施策というものがきちつと追求をされていかなければならぬだろうと、こういうふうな判断をするわけでありまして、そういうしますと、この従来の水産関係がいま大臣から答弁がありましたように、すべてが融資関係でずつとこうつないできているわけですね。その融資をしてきたものが一体今日の状況ではどうなっているのかといへば、むしろ融資を受けた者が借金で困っているというのが一言で言つて今日の現状なんです。そうしますと、せつかくよくなるだろうと思つて融資をしたものが今日段階ではそれが苦の種になつておる。こうなれば苦の種をまくんではなくて、それから脱却をするような別な方向というものをにつくり上げていかぬといかぬのじゃないのか。しかもいま申し上げましたようにそれが総合的に検討されな

ければならぬ。こういうふうには私は筋書きとしてもやはり確認をしなければならぬことだろうと思ひます。そうしますと、これもいまの事情の中で、はい、さようでございますかと大臣もなかなか言えない立場だろうというふうに思ひます。で、ぜひひとつ早期にそういう立場からの検討をさらに突っ込んでやつてもらつて、早くどうすればいいのかという結論を具体的に引き出してもらいたい、これを私は最後にお願ひを申し上げて、それに取り組む約束だけはひとつ大臣きちつとしてもらいたいと思ひます。

○国務大臣(田澤吉郎君) いま水産業の振興のための非常に適切な御指摘がございました。私たちがそういう点を配慮しながら今後総合的にこの施策を中長期的な観点から考えなければならぬというところは、これまででもずつと考へておるのでございますが、一層その点に力を入れて今後水産振興のために努力をしまつたといふと、かように考えます。

○委員長(坂元親男君) 本案に対する午前の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(坂元親男君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○中野明君 午前中の坂倉委員も申しておられましたが、この漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案の審議でございますが、確かに対症療法も必要だと私も思つておりますが、まず、漁業の基本的な問題で改めて私はお尋ねしておきたいと思ひますが、日本漁業が非常に危機的な状況であるということはもうたびたび表明もされて

おります。現実もそのとおりでございますが、改めて農林水産大臣は日本漁業の現状の認識、どのように思つておられますか、もう一度。

○国務大臣(田澤吉郎君) 先ほどもお答え申し上げたのでございますが、御承知のように二百海里規制とか、あるいは原油価格の高騰、あるいは水産物の需要が非常に落ち込んで、さらには魚価が低迷しているというふうな、こういう状況の中でやはり水産振興を図らなければいけない、そういうためには、ただいま御審議をいただいておりますこの法案を含めてのいわゆる生産構造の再編成のための措置、あるいはまた補償のための融資等を行ひまして、経営の安定を図るといふことが第一だと思ひます。

第二番目としては、やはり栽培漁業の育成、あるいはまた沿岸漁業の整備を図る、さらには漁港をそのために思い切つて整備をしていくというふうなこと、あるいは、やはり何としても漁業外交をさらに進めてまいりまして、それによつて新しい資源あるいはまた新しい漁場の開発を進めるといふようなこと、さらには、水産物の流通あるいは加工等の合理化を図ることによつて水産物の価格の安定を図る、さらにはまた、消費者に対してやはり普及あるいは啓蒙等を行ひまして水産物の消費の拡大を図ると、こういうような総合的な対策を進めまして、先ほど申し上げました非常に厳しい環境を乗り切つて水産振興を図りたいと、かように考へておるのでございます。

○中野明君 いま大臣のおっしゃつておられることは私も理解できるわけなんです、やはり特に日本の漁業というのは、特定の漁業に集中的に——特定の漁業、それが特定の地域ということになります。ところが、集中的にひとつとところが出てくるというふうな面もございまして、現実的に構造的な危機になっているところ、これはもうだれも認めておるところだろうと思ひますが、漁業の経営の悪化というのは、現在の金融依存政策だけでは限界じゃないか。もうとにかく借入金で——まあ私もいろいろ資料を見させていただきましたが、年間

の収入よりもはるかに借入金の方が多いというふうな業種もあるわけですね。

こういうことになってきますと、これ抜本的に、この法律のたてまえも再建整備ということになつていまして、そういうところから根本的に見直していかないとどうしようもないじゃないかという感じもするんですが、この辺はどうなんですか。

○政府委員(松浦昭君) 確かに日本の漁業は、全般的に申しまして、燃費の高騰と魚価の低迷というところから漁業も実は経営難に陥つておるところでございまして、イカ、トロール、カツオ、マグロ、ほとんど主要な漁業が皆経営状態が悪化しているという状況でございます。

ただいま先生御指摘のように、従来までは緊急の対策ということで金融措置を中心として実施をしまつたわけでございますが、このような対策のみでは現在の危機的な段階をとうてい越すことができないという考え方にまいりまして、今回は、むしろ需要あるいは資源の状況に見合ひまして、場合によつては自主的な減船も含んで生産構造の再編を行つていただくという考へておりました。このために、従来からの共補償資金その他の資金、あるいは特別措置を越えまして、さらに負債整理資金三百五十億というものも用意いたしました。この生産構造の再編対策に取り組むたいというふうな考へておる次第でございます。

また一方におきまして、この法律によりましてその促進が図られると思つております省エネルギーの対策というものも推進してまいりまして、コストを低下するというようなことから経営の健全化というものを図つてまいりたいというふうな考へておりました。漁業者の御努力と相ましまして、わが方の援助によりましてこの経営の危機を乗り切つてまいりたいというふうな考へておる次第でございます。

○中野明君 先ほど大臣も漁業外交の推進ということもおっしゃいましたが、先日、この二十二日に当委員会、貿易摩擦に関連をしていわれる二

十二品目、その中には水産も含まれているんですが、大臣は、この委員会でも、経済対策閣僚会議があるまでは一切そういうことは考えていない、二十二品目は断固守るというような決意も述べられましたし、同じ日に衆議院の農林水産委員会では超党派で決議もされております。私もまたその後大臣に申し入れもいたしましたが、ちょうどその明くる日の朝、二十三日の朝のテレビニュースで報道されたところによりますと、大臣がそのような決意を国会で表明され、そして委員会でも決議をしている中で、農林水産省が、水産物は自由化の方向、他の農産物には二、三検討しなきゃならぬという方針を固めたというような報道が明るくなる朝すくなされたんです。それで、私もこれ、大臣はあのように国会で決意を固めて表明している。国会も決議をしているというのに、一体農林水産省内部でそれがどういふふうな考え方で所見を漏らしたのか。この真意のほどを私伺いたいんですが、余りにも報道がショッキングであります。どうしてそういう報道の形になってあらわれたのか、その辺の事情をちょっと説明していただきたいと思うんです。

○政府委員(松浦昭君) 実は、二十三日は私モスクワにおりましたので、どのような事態であるかはよくわかりませんが、長官がおられて、その方針が決定するわけはないわけでごさいます。私もとしましては、前々から田澤大臣がおっしゃっておられますとおり、二十二品目、水産物を含めまして、自由化につきましては手を染めないという方向で御指示をいただいておりますので、その御方針に沿いまして私も対米交渉にも当たっていくという状況でございます。

臣が国会であそこまで強い姿勢で答弁をしている、超党派で決議もしている、その明くる朝にすでに農林水産省の内部では、水産物は自由化、そして他は関税引き下げ、農産物は一部、そういう検討がなされて、大体その方針が固まったやにテレビで流れている、これは一体どういうことになるだろう。もし違ふんだったら、長官のおっしゃる通りに違ふんだったら、抗議をするとか、何とか文句を言うとか、それを打ち消すようなことをなさってなければ、一体国民の大多数の人は、国会の議論もさることながら、テレビの報道というのは非常に影響力が大きいんですよ。その辺、どういふふうにお感じになっておりますか、ちょっと。

○政府委員(山内静夫君) 実は、長官の留守中、私がその任に当たったわけですが、先ほど長官が申されましたように、大臣の御指示を受けて自由化ということにつきまして水産庁からそういうことを言った覚えもなければ、恐らくテレビは憶測記事であろうと、こう理解しておるわけでございます。

○中野明君 憶測にしては余りにもショッキングです。もう農水省が省内部で大体そういう方針が固まったと、そうでなければあそこまで言いません。朝の七時のニュースといったら全国もうほとんど見ていますよ、あれ。それを国会で質問したら、あれは多分憶測でしょうというように答弁されたんでは、私も何のために——大臣だつてあれほど力を入れてがんばっている。もしそれが、だれからかそういう意向が漏れたとするならば、これは国会軽視もはなはだし、農水省という役所の私は責任を疑いたくなります。農水省というのはやっぱり農林水産業をどこまでも守り、振興していくという姿勢のもとに貫かなきゃならぬ役所ですから。それは外交が絡んできたとて言え、外務省の人たちがそういう考えを持っているというのなら幾らか私も理解はできます。けれど、農水省みずからがそういうことを考えているというに至ってはもう論外ですか

ら、それで聞いているんですけれども、意外に、憶測記事でございますと言つてしやあしやあとして、そして国民世論がそれで納得してくるのを待つて、そのようにするみたいなきに聞こえてならぬんですが、大臣、これはつきりしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(田澤吉郎君) 農産物の自由化につきましては、ここへ何回か御答弁申し上げたのでございますが、特に農産物の残存輸入制限品目につきましては、過般の日米貿易小委員会、まず牛肉、オレンジについて十月以降に話し合いをしましうと、他の残存品目については作業部会で進めましうと、話し合いをしましうとということになりまして、しかもその作業部会は、お互いその国の状況は率直に言い合うことにいたしてはどうですかと、それは感情的になつちやいけませんという条件で作業部会を四月の十二、十三日に開いたのでございます。その折、アメリカからは完全自由化を強く主張するものでございますから、わが方としては、それは残存輸入制限品目はすべての畜産、水産に関する重要な品目であるから、これ以上やはり自由化するわけにまいらぬということと、きちつと断りしたわけなんです。そうしますと、アメリカ側は、もはや作業部会の協議はこれ以上進めても意味がない。そこでガット二十二条協議に移しましうと、二十二条協議というのは二国間の一般的な協議であるから、対立を意味する、対決を意味するものじやございませんとということでしたので、そのまま引き帰りました。内閣としては、やはりガットで二十二条に持ち込むということですから、それに対応する措置でいこうということと態度を決めておつたわけでございます。その後、いわゆるアメリカ大使館を通じてか、あるいはアメリカから直接にいろいろな緩和策が流れてきているわけでございます。

措置をある程度促進するアプローチがされるものでございますから、それと関連して、水産物についての二十二品目にある特にニシン等について、何らか緩和してみてもどうかというようなことがいわれる憶測として流れてきているわけでございます。そのことがいま次長のお話しのようによに憶測として流れているものでございまして、決して水産庁としても、いま水産庁長官がお話しのようにな、あくまでも二十二品目についてはこれを手を染めないという私の姿勢を、私の考え方を水産庁としてもこれまで維持してきておりますし、今後その方向で進むことは変わりはないと思いますので、そういう点はどうかひとつ誤解のないように御理解をいただきたいと思うのでございませう。

○中野明君 大臣が御説明になつてゐることは、われわれは理解できます。わかつてゐるんですが、何も知らない一般国民が、朝の七時のテレビ放送を通じて農水省がこういう方針に固まったやうだといふ報道が流れたこれは誤解するなと言つたてそのうちの方が本音じゃないかと、いま大臣はたまえとおっしゃつてゐるのじやないかというふうにとれてしやうがないわけですか。ですから、そうなることやほりそういう報道がなされるということは、外交交渉が絡んでゐるだけに、よほど慎重にしたいだかないとならないという感じは私もします。そういう点、水産庁として報道機関に、推測であらう影響の大きいことは困るというふうな抗議なり何なり申し出たやうな経緯があるんですか、それとももう知らぬ顔しておつたんですか、どうなんです。

○政府委員(山内静夫君) NHKの記者が参りまして、どうしてあやうい記事を書いたかと、こういう言い方はしましたが、嚴重に文書をもって抗議と、こういうようなことはしております。ただ影響甚大でございますから、そういう言い方はした覚えがございません。

○中野明君 それならそのときどう言つておつたんですか、向こうは。

○政府委員(山内静夫君) 先走って申しわけないと、こういうような方をしておりました。

○中野明君 本當にそういう点が意外におきざりになつて、結局、結果から見たらそのとおりになつたというようなことがまま過去にあるわけですから、そうすると国会で決議をしても大臣がどんなに決意を述べられても、結局何にもならないということになるとこれは大問題でして、そういう点で私もあの報道を聞いて、水産庁なり農水省の姿勢というのはそういうところにあるんかしらと、私自身が疑いたくなるような非常にびつくりしたことがありますので、いま申し上げてゐるわけですが、今後そういう点についてはよほどこゝういふ問題は慎重に発言も、各担当者も慎重にしていただかないと、推測されるような雰囲気というものがあつたのじゃないかという氣がしていません。

それで、こういうことを言っておつてもしょうがないませんが、先ほど長官モスクワで大変御苦勞さんでございましたが、この機会に日ソ交渉がまとまりましたこの状況と、今後の見通しですね。これだんだん厳しくなつて、ことしはよかつたと思いますが、大変御苦勞でございましたが、今後の見通しについてどういふ感触を得て帰られましたか、少しちよつと御報告いただきたい。

○政府委員(松浦昭君) 本年の日ソサケ・マス交渉につきましては、当初交渉開始の期日が一週間ほど延びましたこともございまして、大変心配されておったわけでございますが、四月の十三日からモスクワで開始されまして、当初は、ソ側はきわめて厳しい要求をわが方に突きつけてまいりまして、その一つはここ数年間続いております四万二千五百トンの総漁獲量、これを三万七千トンにするということと、それから三角水域と申しておりますが、非常に重要なわが方の漁獲水域におきまして漁期を短縮するということ、それから日本側の漁獲のシェアに応じた漁業協力費、これは四千七百万ルーブルの二七％と言っておりますが、これで計算いたしますと、四万二千五百トン

のベースで計算いたしますと、現在の四十億をはるかに上回る、そういう漁業協力費になるというような要求をわが方にしてきたわけでございます。

それからまた、昨年わが国の特に中部のサケ・マスの漁船につきましてかなり違反が出たものでございますから、取り締まりの問題が今回の交渉の非常に大きなウエートを占めまして、当初これにつきまして、ソ側は日本監視船に向うこの監視員を乗せる、つまり共同取り締まりという体制をとりたい、あるいは陸揚げ地におきまして監視員を駐在させるといったようなききわめてきつい要求を出してまいったわけでございます。

すので、そのような意味では完全にこのサケ・マス
の漁業が安定したとまでは言い切れない面がござ
います。しかしながら、今回の交渉の過程におき
ましても、ことしの末で切れますところの日ソの
漁業協力協定、これがサケ・マス漁業のもとに
なっているわけですが、これにつきましてはこの
協定を打ち切るという意思は全く表示をいたし
ませんでした。

さような意味で、先方としては今後ともこのサ
ケ・マス漁業につきましては少なくともこれを当
面継続するという意思があるのではないかという
ふうな私どもとしては心証を得て帰ってきたとい
う状態でございます。

ところで、今後の国々の問題につきましては、毎年

ただ、今後の個々の問題につきましては、毎年の交渉でございますので、これからもなおわれわれ努力いたしまして、この漁業が安定的に操業できるようにしてまいらなけりやならぬというふうな考えている次第でございます。

○中野明君　大麥御苦勞きまでございました。
それで、ソ連の問題は一応ことは片づいたと
思うんですが、今度は日米の問題ですね。もうア
メリカはすべて攻勢に移ってきているんですが、
これまた報じられるところによりますと、四割ぐ
らいは削減というようなことまで報じられてい
るんですが、その辺どう対応していかれるん
ですか。

○政府委員(松浦昭君) アメリカはことしの漁獲割り当て量につきまして従来とは違つた方式をとつてまいりまして、年の当初におきましてはまず五〇％割り当て、四月にその半分、二五、それから七月に二五割り当てというふうに考えられておつたわけでございます。ところが四月の二十六日に米側が日本の政府に対しまして、正式に四月分から、四月に割り当てる分、つまり第二回の対日割り当て量を通報してまいつたわけでございますが、これを見ましたところ、予定されていた四月の一日より約一カ月おくれておりまして、しかもその上に、その量も予定量の二五％を大幅に下回りました。一五％、十七万トンという量を通報

してまいったわけでございます。このような通告の中で、米側が何ゆえ対日割り当て量を削減したかという理由は必ずしも明確にできませんのでございますが、従来の交渉の経緯から考えてみますと、これは米漁民からの洋上買い付け量等につきまして恐らく対米協力の内容に不満を持っているということがこの削減の原因ではないかというふうに判断されるわけでございます。

わが国としましては、率直に申しましてアメリカの水産物輸出総量の半分近くを実はわが国が輸入をしておるわけでございまして、しかも洋上買付けにつきましても段階的に拡大するということで、去年からことしにかけましても、去年が実績二万一千トンでございます。ことしはこれを六万トンまで拡大してやっているわけでございまして、さような意味で私どもは米國漁業の発展に協力しているというふうに思っておるわけでございますが、今回これらの努力につきまして割り当て量に反映されなかつたということは、まことに遺憾であるというふうに考えている次第でございまして、

したががいまして、われわれとしましては、この削減分が早期に追加割り当てされない限り、わが国の漁業に支障を生ずるということとは明らかにございいたしますので、わが国としては、まずこのような米国のとつた措置に対しまして遺憾の意を表明するということをやりますと同時に、今後ともあらゆるルートを通じまして洋上買付けに関するわが国の態度等を十分に米側に説明をいたしまして、わが国の漁業の操業がこの水域においても安定いたしますように努力をしてまいりたいというふうに考えている次第であります。

○中野明君 非常に私、残念に思っておりますのは、貿易摩擦にしても農林水産業に焦点がしぼられてきているような感じもするわけですが、特に水産業に対する政府の位置づけといいますが、食糧安保ということを言われております。この食糧安保上の位置づけというんですか、基本的な取り組みというのがしつかりしてないと、なし崩しの

に、もう国内のいわゆる政策的な位置づけがはっきりしない、やられてしまふんじゃないかという心配をするわけですが、余談になりますが、昔は農林省と言いましたし農林大臣と言っておったのが、農林水産省、農林水産大臣と、このように呼称は変わったんですが、しかし、中身はほとんど従前と同じような感じがして、けさの川村委員の質問でも、予算面におきましても非常にさみしい現状であるということも私、同感でございますが、せつかくこの農林水産というところまで呼称までもはつきりしてきて、重要性は位置づけされていると思ひながら、いろいろの面で中身を検討していただくと、一体食糧安配上に日本の漁業というものをどういう位置づけをしていられるのか、このように見ていきましたら、非常にいいまいことしております。

それで、まずその面から長期の見通しということがございます。食糧需給の長期の見通しの中で、五十年に立てられた見通しでは、六十年で大体九五％ですか、生鮮魚介類ですね、一千九百九十五万三千トンですか、それで九五％、このように五十年には需給の見通しを立てておられるようですが、ところが五十五年の見通しでは、もうほとんど達成しているような状態になっておりますが、自給率というものは算定をされておられません。しかも、水産物の見通しそのものが参考資料、位置づけが参考資料なんです。ですから、参考資料というものは、簡単に申し上げれば参考までというところで、お添え物みたいな参考までに言っておきますよと、こういう取り扱いですよ。その辺が日本漁業に対する国の取り組みの姿勢ということがこれはうかがわれるんじゃないかと、こう思うんですが、この辺はどういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(松浦昭君) 水産物は動物性たん白質の中でも半分を占めているという非常に重要な地位がございますし、たん白の供給源としての魚、水産物というものが国の食糧の安全保障の上から非常に重要なウェイトを占めているということ

は申すまでもないことでございまして、きょうな角度から私どもは全体の食糧の需給の中でこの水産物の供給というものが安定的に確保できるような努めてまいらなければならぬことは当然でございます。ただ、若干水産物につきましてはこの長期の需給見通しの中においてやや違った立場がとられております理由は次のようなことからございまして、つまり農産物につきましては、農業基本法に規定いたしまして、需要と生産の長期見通しを作成し、公表するということになっておりますが、水産物については、実は生産が海況あるいは漁況等の自然条件が変動すること、それからまたそのような変動の状態から長期的な見通しを行うというところは非常にむずかしいということがございまして、特に日本の場合には、いわゆる沖合い漁業、たとえばイワシの場合でございまして、この漁況を長期的に見通すのは非常にむずかしいこととございまして、回避と申しますか、浮き魚が多い状態では非常にむずかしいというようにございまして、実は長期の見通しを法律上で作成を義務づけていないという違いがございまして、ただそれは申しまして、当然これは先ほど申しましたように、水産物が国民の食生活上非常に重要であり、また重要なたん白供給源であるということから、農産物の需要と生産の長期見通しの公表に際しまして水産物の需給見通しも一緒に立てるということになっておるわけでございまして、ただその場合に自給率に触れていないというところは、この点につきましては、五十五年の策定の場合には確かに自給率を示さなかったわけでございますけれども、これは一つはわが国の水産物が国内生産が主力である、農産物のように大量の穀物を外国から入れているような状態にまで至っておりません。それからまた輸入依存度が小さい、それから非食用向けの利用配分量が大きい、それから食用向け、非食用向けが相互に流動的に相互補完をしているといったような特徴を持っているということから実は自給率を示していなかったという

経緯であるというふうな聞いておる次第でございます。しかしわれわれといたしましては、やはり二百海里体制の移行といったような新たな事情もございまして、また輸入水産物も多くなつてきているという現状もございまして、あくまでもわが国の国民への食糧供給源として重要な水産物の役割というものにつきましては、十分にこれは自覚いたしまして、水産物の需給の見通しにつきましては十分念頭に入れながら、先ほどのような流動的要素がございまして、そのようなことを念頭に入れまして今後ともこの対策には万全を期してまいりたいというふうに考える次第でございます。

○中野明君 長官のおっしゃるのとはわかるんですが、けれどもね、この取り組みの姿勢と位置づけということをお私じつと考えてみまして、やはり日本にとりましては、特に海洋国家であるとともに昔から魚に非常に親しんできている国民で、食糧の確保という上には絶対欠くことのできない基本的な条件ですね。それが何かしら口ではそう言っているんですけども、取り組みの中にあらわれていない、それが現在の水産業を象徴しているんじゃないだろうか、そういうふうな気がしてならないんです。それで、これは関係がないとおっしゃるかもしれませんが、先日も私どものところから農林水産省から「世界食料需給モデルによる食料需給予測結果の概要」、こういうのをいただいたんですけど、これをちょっと読ましていただいたんですけれども、これを読んでみても、「国際食料需給の動向が食料供給構造に大きな変動をもたらすので、国際食料需給をめぐるさまざまな要因について注視し分析して行くことが重要」だとして、「その検討の一環としてわが国独自に計量的手法により、云々と、こうなっております。なほ、私どもにも参考としてよこしていただいたんだなと思っておりますが、これ見たってこれは穀物だけです。農畜産物だけです。水産物は何にも入っておりません。何の考慮も検討の中にも入っ

ていない。だから、わが国独自にやったというんですから、わが国独自にやったら当然これに対して生鮮魚介類の——動物性たん白質の半分は魚でとっている、と長官もおっしゃっているとおりでございまして。こういう重要なものが検討の柱の中から抜けているということになると、水産業というものの位置づけ、農林水産省という名前までなつたんですから、その水産の位置づけというのはほとんどないんですよ、見ますと、肉や牛乳はありますけれども、そういうことから見るとどうも漁業というのは何かお添え物になつていんじゃないか。私たち漁業関係者と話し合つてみても、特に後ほど触れますが、遠洋漁業の乗組員なんかと話ししてみても、同じ食糧を生産するたにに従事している、大臣から言えば農林水産省でいますからね。漁業の関係者は非常に優遇されておられたのはもう五百日もマゴロを追いかけたらめちやくちやになつて嫁の来手もないというやうな状態の中であつたんで、それで減船だというやうな意外に冷めたいというんです。いろいろなことで非常に不満を持っております。いろいろな端々の人と話をしてみても、施策の面ではいろいろ立ちおくれもあつて、そういうことをいろいろ考えますと、結局漁業というもののいわゆる国の政策的な位置づけが非常に弱いという感じが、弱いというよりも農林水産省の中にも取り込まれてしまつて、せつかく農林水産省としていただけた大臣も農林水産大臣となつたその意味が一つもあらわれていないんじゃないかと、そういうふうな気がしていかぬんですが、その点を再認識をしていただかないと漁業の立て直しというのはこれちよつと無理じゃないかというふうな気がしてならぬんですが、御見解をお聞きしたいです。

○国務大臣(田澤吉郎君) 確かに農林水産省から過般出しました二〇〇〇年の展望については穀物を主体にしているわけですが、ただ、だからといって水産業の問題を全くこつちに置いてそれで

自給力を維持しようと言っているのじゃないの
でございまして、あくまでも農林水産省はいわゆる
食糧全体を考へて政策を進めているわけでござい
ます。そういう点はひとつ誤解をなくしていただ
きたいと思つてございまして、ただ非常にむづか
しいのは、水産業の面ではとらえ方が非常にむづ
かしいということなんでしてね、それでたとえば
水産業における一つのとらえ方をどういう時点で
とらえるかということなどは非常にむづかしいと
思うので、いま現に動いている水産業の進め方、
それからどういふ時点でそれをとらえるかという
ようなことなどが非常にむづかしい問題だと思ひ
ますので、これは特に水産庁にこの点はお願ひを
して特別な対策を、見通しを立てていただいてい
るということでございますので、決して水産庁の
長期見通しはないというようなことではないので
ございまして、その点はひとつ御理解いただき
たいと、こう思ひます。

○中野明君 先ほど長官答弁がありましたよう
に、確かに水産物というものはとらえ方むづかし
いし、いろいろ私もわかりますよ、わかりますけ
れども、このようにこちらの方は参考資料とし
て、参考としてでもおつけになつてゐるわけだ
と、法律でうたわれてなくても重大な問題だと
いつて、せめて、私は参考そのものではないの
けれどもつけてある、そしたらこれだけのものを
が国独自に計量的手法を使つてと言つて、これだ
けのものを検討されるんですから、やはり参考資
料として、いわゆる生鮮魚介類ですか、これにつ
いても別途検討しているとか、何とか一項目ぐら
いあつてしかるべきだと思ふんです。これを讀
みながら農林省ですよ。農林省で、農林水産省じ
やありませんわ。だから、また名前をもとへ戻して
もらひなさいかぬみたいなことになるような感じ
で、農林水産省が出しているんですから、食糧の
需給ですから、だからむづかしいことはわかりま
すけれども、いわゆる水産業の計数というものを
入れていけば別途こういう形になりますとか、あ
るいは参考として漁業についての、水産業につい

てのことを一項目触れても別におかしくないと思
ひますよ、鶏の肉や卵まで書いておるんですか
ら。だから、そういう点は私は農林省自体の姿勢
といひますか、農林省自体の中で何か食糧の需給
のことについて一生懸命考へるときに、もう水産
庁は別の役所みたいなよそへのけられてゐるん
じやないか、意見も言えぬのじやないか。相談が
あつたら、もし意見を言うなら、水産庁長官なら
私これ見て黙つていないと思ひますよ。これは動
物性たん白質の半分とおつしやつてゐるんでし
う、大変なものですよ、これ。それがなしの、わ
が国独自の――言ひますと、それなら農林省が言
うてゐる日本型食生活というのとは一体何やと。大
臣だつて所信の中でおつしやつておりましたわ
ね、日本型食生活の普及徹底。それなら、日本型
食生活というのは魚がなかつたら日本型食生活に
なりませんよ。こういう点が基本的に根本的に欠
けているからやつぱり水産業というのがきちつと
せぬのじやないかと。再建や何とか言つて、もう
とにかく危機を乗り越えていますよ、いま。で
すから、それについてのこれからの対応というの
は大臣がけさほど答弁しておられます。全部大
事なことで、総合的な施策が要ることは私も十分
わかつております。だけれども、いま私が申し上げ
てゐるのは、農林水産省という役所の中で漁業
というものの対しての位置づけが、それぞれ専門
を持つて一生懸命なされてゐますから、それはも
う当然認めてゐるわけですから、その中で水
産庁というものがあつて、そして食糧のことにつ
いて物を言うときに、全然、参考になつてみたり
何もなしになつてみたりしてゐるから、こをき
ちつとしてみらなさいと日本の漁業をやつてゐる
者はたまらぬじやないか、そして再建もできない
ですよ、これから伸ばすこともできないですよ。
消費の拡大とかいろいろこれからありますけれど
も、その辺をはつきりしていただきたい、私こう
思ふんです。どうでしょうね。

○政府委員(松浦昭君) ただいま先生がおつしや
られました、農林水産省が出しました資料の中に
水産物が入つていないということでございます
が、この分析はたしか穀類を中心にしてやりまし
た分析でございまして、まだまだたん白の分析は
これから問題であるというふうになつてまいりま
すのでございまして、たん白の問題が入つてまいり
ました場合には、当然これは水産物の中に入りませ
んとこの分析は完全なものでないということとは
当然のことと思ひます。

私どもとしては、このような長期の需給予
測というものを当然水産庁としてもつかみまし
て、それによつて全体の農林水産業の施策一体と
して食糧政策ということととらえていくべきであ
るというふうな考へておるわけでございますが、
先ほどから申しておりますが、やや技術的な面
においてまだなかなかその長期の見通しが立たない
という面がございまして、特に日本の周辺の二百海
里内の資源の状態、これもいま一生懸命手をつけ
ておるわけでございますけれども、何分にも海の
中のごときでございまして、完全なものがなかな
かできないという問題がございまして、

それからまた、遠洋漁業につきましては、何分
にも外国と交渉してゐるという状況のもとでどれ
だけの水産物をわれわれの漁船の手によつて確保
できるかというところはなかなかな流動的な要素があ
りまして、その意味でなかなか将来の長期展望がむづ
かしいという要素がございまして、しかし、これら
の点につきましては、われわれ当然外交交渉を展
開することによつて対外的な漁場の確保というこ
とも安定のめどをつけていかなきゃならぬと思ひ
ますし、また調査、研究によりましてわが国周辺
の二百海里水域内の資源もつかまえていくという
ことによりまして需給の関係を長期的にも把握で
きるという状況はつくつていかなきゃいかぬとい
うふうな考へておられて、さような努力はいた
しておる次第でございまして、その努力の結果
をごらんになつていただまして、これが全体的
な食糧の政策の中に組み込まれる日がありますこ
とをわれわれとしても期してがんばつてまいりた
いと思ふ次第でございまして。

○中野明君 いませっかくの長官の答弁ですけれ
ども、これには要するに牛乳製品とか、牛肉、
豚肉、それから羊の肉、それから鶏の肉、卵、こ
う書いてゐるんですよ。そして、こうなつていく
だろうと。魚はないというのを言つてゐるんで
すよ。これがアメリカが出しているならわかりま
すよ。これは日本の農林水産省がわが国独自に計
量的手法を使つてやつたと言ふんですから、だから
ここに動物性たん白質の魚の項目が抜けてゐると
いうことは一体どういふものだろうか、水産庁は
一言物を申せないんだらうかというのを僕は
言つてゐるのでありまして、これは大臣官房企画
室というところをつくつたらいいんですが、その
いかというところでしよう、僕の言ひたいのはそ
ういふことなんです。大臣、これどう考へられ
ますか。参考資料でもつけるべきじやないです
か。肉とかなんとかいふものは全部、一・七倍に
増加するとか、一・六倍に増加するとか言つて、
それで漁業再建ということになるとどうしても消
費の拡大ということは一つの大きな柱として出て
くるんですよ。それで、現在でも半分は動物性
たん白質をとつてゐると言ふんですよ。そし
て、食糧の需給の中に魚のことなんか全然触れな
いで、それで私もこれ見せていただいて、参考
にしてくれと言われたつて、何か一本歯が抜けて
いるような感じがしてならぬんですが、大臣、むづ
かしいことはわかります。だから、何もこのとお
りしろと言ふんじやなしに、これは別途考へてい
るとか、別途検討してゐるとかということがどこ
かに書いておつて初めて、ああそうかというふう
に、漁業に従事してゐる人だつて元氣が出ます
よ。このまじや、これを讀んだ限りでは、日本
はもう漁業は要らぬのだというふうにとられても
しょうがないでしよう、農林水産省の出したやつ
ですから。どうですか。

○国務大臣(田吉昭君) 確かに穀物を中心とし
て一つのまとめをしたということとして、そうい
う関係からやはり水産物あるいは野菜、果物、さ

らにその他がその中に入っていないということでごさいますので、御指摘のような点はともすれば誤解を招くこともございしますので、今後この種のいわゆる統計を示す場合には十分水産物についても配慮して発表したい、かように考えます。

か農林水産省の中でま子扱いになっているんじゃないかというような感じが出てきそうな感じがしておりますので申し上げておるわけです。

りますが、とにかく日鯉連を中心といたしまして二割の減船ということで、五十六年度分六十九隻、それから五十七年は九十六隻の減船を全国ベースで行ってまいらるわけでございますが、もとよりこれは、実質的な減船と申ししても、これに對しまする政府の支えがなくてはとうていできないことはもちろんのことでございます。

せるとか、そういうふうにしていけば非常に省エネという面については違つた面でも、もちろんエンジンとかあるいは船体とか、そういうことに省エネを取り入れることはもう当然のことですが、往復するといふんですかね、それにずいぶんエネルギーがむだに使われるような気がしてならぬのですが、そういう点は水産庁としてはどういうお考えをお持ちか、そして何かそういう面で指導されるような考えはないんですか。

○國務大臣(田澤吉郎君) 野菜も入っていないです、野菜、果物。

かような意味から、私どもとしては、漁業再建整備の特別措置法に基づきますところの、いわゆる共補償融資というものをを行いますと同時に、これも五十六年にございしましたが、特定漁業生産構造再編整備推進事業によります助成、これは共補償の利子を軽減するためにこの資金を使つてもよろしいし、あるいは新船のための助成ということでも使つてもよろしいわけでございますが、この予算も倍額にふやしております。さらにことしは、これに加えて、先般通過をさせていたいただきました予算によりまして、三百五十億の負債整理資金というものを用意いたしましたので、この負債整理資金によりまして、減船なさる方、あるいは残つていられる方、この方々の負担を長期低利の融資によつて軽減していくというこの措置、あるいはさらに、信用基金に増資をいたしました、これによりまして代位弁済等の事態が起きました場合の措置も十分に考えまして、総合的にこの実質的な減船に対する対応策というものを進めておる次第でございます。従来までの減船の措置に比しまして、一段と強化された形で御支援を申し上げます。

○中野明君 それから、この遠洋のカツオ・マグロの現況なんです、省エネということが言われているわけなんです、前々からこういう議論もあつたやに聞いておりますが、結局、何日も魚を追いかけて、燃料代、そうしてまたそれをとつたら積んで持つて帰ってくるというんじやなしに、現地で母船のようなもので、とつた魚を近くにおるのがそれへ持つてきて、そしてまた漁に出ると。そして船員は飛行機なら飛行機で交代さ

○政府委員(松浦昭君) 省エネは、コストの減少を図りまして、経営を安定させる上において非常に重要なポイントでございます。今回省エネ特別措置法と関連いたしましたこの法案を御提案申し上げたのも、そのような意味でございますが、このような省エネルギー措置というのは、単に漁船あるいはその機器ということだけの省エネということにとどまりません。もちろんこれも非常に重要な部分でございますが、しかしながら、操業の形態を変えていくといったような角度からの省エネの方式というものは当然あるというふうな考えております。ただいま先生おっしゃいましたような共同運搬といったような形によりまして、船は現地で参りまして、そこでとつたものを共同で運搬していく、船はその地域にとどまつていくという方法もございしますし、あるいは共同探査といったようなこともあつたと思ひます。と申しますのは、各漁船がばらばらで漁場を探査していくというよりも、むしろ調査船的なものを先行させまして、そこで漁場を見つけて、そこに皆ほかの船が行くというふうなことにしても省エネができるというふうなことを考えております。

○國務大臣(田澤吉郎君) ちよつと委員長——実は穀物を中心にしたものでございしますから、畜産物が入るわけなんです。それは飼料作物というものはほとんど輸入に依存しているというふうな関係もございまして、どうしても飼料用穀物というものが対象になるものですからその範囲にとどめたということございまして、将来は水産物なり果物なり野菜なりをやはり総合的に判断した上での統計は今後出してまいらなけりやならぬ、かように考えます。

○政府委員(松浦昭君) 先ほど御答弁申し上げましたように、いままでは漁業危機が叫ばれてまいりましたけれども、それに対します対応が応急的な措置であつたことは事実でございます。そこで、やはり資源あるいは需要の実態に見合ひまして、場合によつては自主的な減船をも考えていただきまして、計画的に生産の構造を再編していただくということが今回の私どもの考えておる施策の中心であるわけでございます。

○中野明君 それから、この遠洋のカツオ・マグロの現況なんです、省エネということが言われているわけなんです、前々からこういう議論もあつたやに聞いておりますが、結局、何日も魚を追いかけて、燃料代、そうしてまたそれをとつたら積んで持つて帰ってくるというんじやなしに、現地で母船のようなもので、とつた魚を近くにおるのがそれへ持つてきて、そしてまた漁に出ると。そして船員は飛行機なら飛行機で交代さ

○政府委員(松浦昭君) 省エネは、コストの減少を図りまして、経営を安定させる上において非常に重要なポイントでございます。今回省エネ特別措置法と関連いたしましたこの法案を御提案申し上げたのも、そのような意味でございますが、このような省エネルギー措置というのは、単に漁船あるいはその機器ということだけの省エネということにとどまりません。もちろんこれも非常に重要な部分でございますが、しかしながら、操業の形態を変えていくといったような角度からの省エネの方式というものは当然あるというふうな考えております。ただいま先生おっしゃいましたような共同運搬といったような形によりまして、船は現地で参りまして、そこでとつたものを共同で運搬していく、船はその地域にとどまつていくという方法もございしますし、あるいは共同探査といったようなこともあつたと思ひます。と申しますのは、各漁船がばらばらで漁場を探査していくというよりも、むしろ調査船的なものを先行させまして、そこで漁場を見つけて、そこに皆ほかの船が行くというふうなことにしても省エネができるというふうなことを考えております。

○中野明君 それは、そういう意味はわかるんです。そう言われることもわかつていますけれども、私の言いたいのは、わが国独自に計算をしたと言つて、ただそれだけで食糧需給のことを論じられたらこれは間違ひじやないか。ましてや漁業が最大の危機になつてきているときにね、きょうは私、感じたことを申し上げておるんであります。統計的にむずかしければむずかしいでよろしい。だけれども、これからはいわゆる水産物は外しているとかいうことをちゃんとやつぱりきちつとしておいていかれた方がいいんじゃないだろうか、そういう気がしてなりません。漁業はもう何

○政府委員(松浦昭君) 先ほど御答弁申し上げましたように、いままでは漁業危機が叫ばれてまいりましたけれども、それに対します対応が応急的な措置であつたことは事実でございます。そこで、やはり資源あるいは需要の実態に見合ひまして、場合によつては自主的な減船をも考えていただきまして、計画的に生産の構造を再編していただくということが今回の私どもの考えておる施策の中心であるわけでございます。

○中野明君 それから、この遠洋のカツオ・マグロの現況なんです、省エネということが言われているわけなんです、前々からこういう議論もあつたやに聞いておりますが、結局、何日も魚を追いかけて、燃料代、そうしてまたそれをとつたら積んで持つて帰ってくるというんじやなしに、現地で母船のようなもので、とつた魚を近くにおるのがそれへ持つてきて、そしてまた漁に出ると。そして船員は飛行機なら飛行機で交代さ

○政府委員(松浦昭君) 省エネは、コストの減少を図りまして、経営を安定させる上において非常に重要なポイントでございます。今回省エネ特別措置法と関連いたしましたこの法案を御提案申し上げたのも、そのような意味でございますが、このような省エネルギー措置というのは、単に漁船あるいはその機器ということだけの省エネということにとどまりません。もちろんこれも非常に重要な部分でございますが、しかしながら、操業の形態を変えていくといったような角度からの省エネの方式というものは当然あるというふうな考えております。ただいま先生おっしゃいましたような共同運搬といったような形によりまして、船は現地で参りまして、そこでとつたものを共同で運搬していく、船はその地域にとどまつていくという方法もございしますし、あるいは共同探査といったようなこともあつたと思ひます。と申しますのは、各漁船がばらばらで漁場を探査していくというよりも、むしろ調査船的なものを先行させまして、そこで漁場を見つけて、そこに皆ほかの船が行くというふうなことにしても省エネができるというふうなことを考えております。

まして、ただいま先生のおっしゃられましたような思想と申しますか、考え方をといたしまして、実は省エネルギーのそういった意味での措置、ある意味では協業的な措置であると思いますが、そういうものを進めていきたいというふうにも申しておりますので、私どもとしては、このような業界の意向に對しては、ぜひこれを支援して省エネを進めていきたいというふうと考えている次第でございます。

○中野明君 それから省エネなんです、これは実際に操業しておる乗組員ですね、この方々の体験といえますか、この方々が知恵を働かして、こうした省エネになるんじゃないかというふうなことが一番、どう言うんですか、現場に即して知恵から出てきた、体験から出た知恵というのは私はばかにならないと思うんですが、ただ、そういうふうにして、一般の会社でも同じことで、会社の報酬といえますか、手当といえますか、そういうものが与えられるように、やはり乗組員が省エネについてお互いに工夫して、そしてそれによって成果が上がったことによって乗組員に還元されるというんですか、給料がそれだけ有利になつてくるといふようなシステムを奨励していくことによつて意外に省エネというものが、われわれ船に乗ったことのない者にはわからない省エネの方策というものは新しく生まれてくるんじゃないだろうか、そういう気がしておるんですが、こういう点について、やはり省エネ、こうした節約できる、こうした非常にいいぞというふうなことを発案した人が、それだけ何かの形で自分に恩典があるようにしていけば、なおさら励みができて、意外に旧態依然としてやつておつた中に新しい改革が生まれてくるんじゃないかというふうな気もするんですが、その辺は何か指導する方法とかいい方法はないものだろうかと思うんですが、どうでしょうか。

○政府委員(松浦昭君) 省エネの推進のために、確かに漁船とかあるいは機器の導入に際しま

して省エネ型にしていくといったようなことも重要でございますが、しかし非常に重要な部分は、先生おっしゃいますように、漁船員も含めまして船主、船員挙げて省エネに取り組むということが非常に重要であることは間違いないことでござい

ます。このような省エネ意識も、第二次のオイルショック以降はかなり進んでまいりまして、たとえば船の速度を若干落とすというふうなことをいたしますれば、それで大変な省エネになるわけでございます。そのようなことから、実は五十五年の燃費の消費量は前年に比しまして八%減というふうなこともなつておりまして、このような機器の、あるいは船の導入だけではなくて、このような船員の努力というものも非常に大きなものであるというふうにも考えるわけでございます。そしてまた、同時にいろいろな工夫の方も各会社が独自でやつている分野が非常にございまして、たとえばC重油の混焼、これはC重油は安うござい

ますからA重油と混焼するとか、あるいは場合によつてはAとCだけの機関をつくるといったようなことである工夫をしていることは事実でございます。このようなことを考えてまいりますと、省エネルギーの推進を図るために、船主と船員とが一体になつて体系的に省エネに取り組むということが非常に重要でございますので、私どもとしては一方では新しい技術、これを先ほど申しましたような漁業技術の再開発計画の中で進めていくということによりまして、さらにこれを進めていく。それからまた、漁業労働対策の一環といたしまして、漁船員の技術の向上あるいは安全操業のための講習といったような中で、省エネルギー教育を活用していくといったようなことも考えられますし、さらにまた、確かにそのようなことで経営がよくなつてまいるわけですから、当然その中の賃金も上がっていくというところで励みもついていくだろうと思ひます。さような意味で、総合的な意味でこの省エネが進んで、かつ船員の方にも給与が上がっていくといったことが実現でき

ていけばいいというふうにも考えられます。また特に、そういった省エネに努力をした船員に対するメリットが落ちるような制度ということにつきましては、業界ともよく話し合つてみたいというふうにも考える次第でございます。

○中野明君 それでは時間の関係で次へ進ましていただきますが、この消費拡大というものを図る上には、いま魚離れというようにものを言われております。消費を拡大しようと思つたらどうしても魚離れの現状と、なぜ魚離れになつたのかという原因を把握しないと消費の拡大は効果を奏さないと思うんですが、水産庁としてはなぜ魚離れになつてきたというふうにも認識をしておられますか。

○政府委員(松浦昭君) 魚離れという言葉は非常に聞くと耐えられない言葉なんです、確かにここ数年間大体一人当たりの生鮮魚介類の消費が十五キログラム前後で推移してございまして、そのようなことで、昭和四十五年六百三十六万トンというのが食用向けの消費量でございまして、大体ここ数年七百五十万トンから七百七十万トンという状況になつております。一時、最近若干これが低下をするという現象も見られてまして心配されたわけでございしますが、五十五年には七百七十一万トンということで増加をしておりますし、それからまた、国民一人当たりの動物性たん白質供給数量に水産物の占めておる割合も、五十五年は前年を若干上回りましたので、四六%というところで少し上回つてまいりましたので、私どもは決して魚の消費というものが落ちていくというふうには考えないわけでございします。ただし、魚離れという言ひをいふことをおっしゃいますならば、やはりそこをわれわれが懸念をしなければならぬ問題があるというところは事実でございまして、今回の漁業白書においてもかなりこれは分析をいたしまして、実は需要から今回の漁業白書が入つていったというところはそのような点も意識いたしまして実は記述をいたしたわけでございします。このようなことを考えてまいりますと、一つは

やはり畜産物の伸びに比べて水産物の伸びが緩やかであるということが一つ挙げられます。それからまた住宅様式の変化、あるいは煙や残滓が出るという調理法がいやであるという、そういう消費者意識の変化というふうなことがございまして、魚がどうも畜産物に比べて伸びが鈍いんじゃないかという言ひが言われております。また、最近における実質所得の伸びが消費者がどうしても価格、品質等に非常に敏感になつてまいりまして、価格が上がれば消費が減るという傾向が非常に顕著になつてきたということが言えると思ひます。それからまた、このような状況のもとにおいて燃料価格が高騰いたしておりますので、生産あるいは流通のコストが増大しているというところから、生産者がなかなかこれに対応できないという状況があるということが心配される点でございます。

そこで、私どもの基本的な考え方でございますが、やはり一つは中高級魚介類、これを対象として施策を立てていかなければならぬということ、最初に大臣もおっしゃられました、いわゆる日本の沿岸の二百海里というものを直視しまして、つくる漁業というものを振興していく。これは中高級魚がほぼその対象になつていくというふうに思ひます。これらの生産の増大によつてこの魚離れという現象を食い止めるということと同時に、また食用の利用率が低いイワシとかサバとか、こういういわゆる多獲性大衆魚と申しておりますが、これらの利用を増進していくということが非常に必要でございまして、そのためにはいわゆる消費者のニーズに合ったような形でこれを加工し流通させていくということが必要じゃないかというふうにも考えておりました、それにはやはり技術の革新も必要であるということから、漁業白書の中でも特に技術の章を起しまして、その中でこの多獲性大衆魚の技術開発の必要性というものを訴え、また現実にも助成等も行つていくという状況であるわけでございします。

○中野明君 大臣ね、私この当委員会ではいろいろ

議論さしていただいて、自分なりに議論しながら矛盾を感じておられるところがあるんですが、とにかくすべての農林水産物の中でお互いに現状を再建さし、そして向上させていくこととすれば、どうしても消費の拡大ということがもう外せないわけですね。消費の拡大をしていくことによってその分野が発展するということはこれはわかるんですが、しかしながら、いま長官がおっしゃったように、国民の嗜好の動向というものを、これも無視できません。消費の拡大ということとをそれぞれの部門で一生懸命に検討もし知恵も使っていたらいいわけですが、そうかといって、肉をたくさん食べたらもう魚は食べないでしようし、魚をたくさん食べたら肉は食べなくなってくるでしようし、お米をたくさん食べたなら今度は肉も減るでしようし、人間の腹は一つですから、食べる食べろと言つても二倍も食べられないという、そういう矛盾を感じながら、私自身どうしたらいいんだろうかということ、結局、食糧の需給を農林水産省として調整といいますが、長期の見通しを立てる上から言つても何にしても、やはり何かの目標を持つていなければ、全部が全部野放しに伸びるということとは考えられないわけですね。ですから、その辺をどういうふうな大臣としてはお考えになつておられるでしょうか。

私自身、たとえて言えば、畜産のときには畜産の消費拡大、そして牛乳をもっと飲まなければいかにぬじやないかと、米のときが来たら米食をわななければいかにぬと、米の消費拡大、それに予算もつけて、ずいぶん皆それぞれの分野で努力なさつて互いに競争しているんですが、よく考えたら入るところ、人間の胃袋は一つだと。だから、これはどこかで調整をするといいますが、一応目標を決めてコントロールして、それに対応した再編整備というんですか、これをやるべきではないとどうもならぬじやないか。ただ委員会では消費拡大、消費拡大言つて、それで一生懸命やります、やりますと言つたがし、どつかがだめになつていくというふうな感じがしていかぬのですが、大臣、こ

の辺どうお考えになりますか。

○国務大臣(田澤吉郎君) 自給力を維持するためには、何回も申し上げておりますけれども、長期の展望に立つて生産性の向上を図ると、しかも国内で生産できるものは極力国内で賄おうと。その原則、加えて、国民の需要の動向というものを見守りながら農産物の再編成を図つていくということが基本なんではないかと、しかし御指摘のように、私たちが自給をすることができずね。まあ水産も大体自給できる段階にあると思つておられます。そこで、一番畜産なんかの問題、その中で特に今度は自給のむずかしいものといふのはやはり穀物ですよ。小麦、大豆あるいは飼料穀物でございます。これを外国に依存しなかならないわけでございますが、この穀物の中でも特に飼料作物の問題が私は非常に大きな問題だと思つておられます。このことが私は、水産物といふゆる畜産物との調整を図つて自給力をどういうふうに維持していくかということがこれからの私たちの課題であり、日本の自給力維持のための大きな課題だと思つておられます。ですから、私たちは常に、いま御指摘のように、日本型食生活を奨励しているのもそのことなんです。まず、お米を中心にして、たん白、炭水化物等を適当に配分した日本型食生活こそまことに日本の自給力維持のために重要な役割を果たすところから、お米を中心にして、あるいは魚、あるいは肉、あるいは卵、牛乳等を加えて進める食生活が一番よろしいのであるということを主張しているわけでございます。問題は、御指摘のように、やはり自給力を維持する、あるいはまた食糧を増産すること。それから、需要を拡大するといひましても、互いに国内での競合はしてはいけませんものから、いわゆる計画的な生産を進めながら私は日本の全体の食糧の自給力を確保していくということがこれからの私たちの課題だと考えております。

○中野明君 国内の調整ということがまず基本にあつて、そして消費の拡大、あるいは需要の動向

に應じた対応、これが必要だろつと思つたので、これ大臣のいまのお話、せつかくの御努力を特に僕はお願ひしたいと思つた。

それで、時間が余りございませんので、ちよつとこの問題から外れるかもしれませんが、先日、千葉の沖合とか徳島の阿南市なんかで海難事故がありまして、そのために漁業に非常に被害が出て住民の人たちも漁民の人たちも困つておると、こういうことに関連をしまして、きょうは海上保安庁の方にもおいていただいておりますので、先日私、四国の愛媛県の今治というところへ参りましたが、そうしますと、今治の港で台風のために突堤が壊れたということで突堤を伸ばしたところ、突堤は伸ばしたんですけど灯台がもとのところにあるんですから、灯台より先に百メートル突堤が出てくる。それで、あの辺は御案内のように備瀬瀬戸と並んで濃霧の、霧の非常に発生するところであるので、しかも普通の港ですから旅客船が出入りをするということで、灯台を頼りに霧のときに港へ入つてくるわけなんです。灯台より先に百メートル突堤があるということになると、これは海難事故の起こる最大の原因だろうと心配をされているわけですね。一体どうしてこういうことが起こるんだらうかと、これは漁港でも同じことが言えるんじゃないかと思つて、特に今治の場合は漁港じゃございませぬが、事故が起こつたらもうたちまち魚介類に影響があるわけである、この場合は人命に影響があります。そういう点で、どうしてこんなことが起こるのかというのをちよつと海上保安庁の方、説明をいただきたいんですが。

○説明員(佐藤弘毅君) 今治港の防波堤につきましては、五十七年の三月に百メートルの延長工事が完了したものでございます。今治港につきましても、底質、底の方でございまして、その延長が砂地でございまして、したがいますと、その延長しました部分が少しづつ現在沈下しておるといふ状況でございます。このような場合におきまし

ては、少なくとも一年間は沈下状況を見まして、安定を待つてその移設を検討するというような工事上のことを実はやっておるわけでございます。そういうことで現在移設がなされておらないということが実態でございます。

なお、移設が行われるまでの航行上の安全対策という点につきましても、航行警報その他の公示手段によりまして当該延長部分があるということとを周知するというをやっております。同時に、簡易灯火を先端部とそれから中間部、こういうところの港灣管理者を指導いたしましてつけておるわけでございます。そういうこともやっております。航行安全上現在著しい支障があるところではないというふうな理解しております。ございませぬ。ただ、先生おっしゃいますように、霧のときなどは状況によりましては非常に見えにくいということも、そういう声もございませぬので、現在ナトリウム灯を暫定的につけてもらうように指導をいたしております。ございませぬ。

なお、現在全国の海上交通安全運動をやつておりました、今治海上保安部に旅客船の事業者等に集まつてもらつていろいろ講習をしたわけでございます。十分周知を図るとともに、注意を喚起をいたしております。ございませぬ。

○中野明君 どういうことでこんなことになるのかと思つて不思議でたまらぬのですが、地元では結局、縦割りの行政のいわゆる欠陥といひますか、政治に対して非常に不信を起すような感じになつておるわけである、灯台より百メートル先に突堤が出ておると、欠陥港じゃいかに、海上保安庁なりあるいは港灣管理者がそういうことがわからずに一年もそのまゝの状態であるといふことと自身が問題じゃいかに、そういう素朴な市民の不満といひますか、あるわけですね。全国にやっぱりこういうところが何か所かあるやに私たちが聞いておるんですが、もつと、どう言うんですか、突堤をつくるにきかぬのか。それで、業

者を集めて指導したとおっしゃるんですが、先日の徳島の事件なんかでも、明かりをつけてない、タンカーが全然無灯火で結局衝突している。こんなことは、船長さんなりあるいは航海士はもうこれ当然の義務を怠っているわけですね。もう初歩的な間違いだと思えます。そういうことですから、もしこの一年の間に船が事故を起こしたら責任は一体どこが負わなきゃならぬのですか。この辺はどうお考えになっていますか。百メートルも出ていらないんですから。それで、霧が発生して、また台風なんかで緊急避難してくるものもあるかもしれませんし、どういふことが起こるかわかりません。そのときに聞いている人と聞いていない人とおつて、それで灯台があるからこれは港へだつて入れていると思つて入ったところが百メートル堤防が続いておつたというふうなことはこれはもう事故が起るのとは全然過ぎるぐらい当然だと私も思ふわけですが、そういう事故が起つたときの責任は一体だれがとるんですか。

○説明員(佐藤弘毅君) そのような事故が起らないように十分現在指導もしておるつもりでございますし、今後も指導を強化してまいりたいと思ふ次第でございます。一年間はどうしても、やはりそういう砂地の場合には沈んでしまいますので、安定を見なければその上に灯台を建てますとまた灯台がぐらついてひっくり返るとか、そういう工事上の問題もございまして。やはり一年間は安定期間として十分に様子を見なければならぬというふうなことを考えておるところでございます。

○中野明君 そうすると、一年間は事故が起るかどうかわびくびくして一年間過ぎなきゃならぬということなんですが、もし起つたときには港湾管理者の責任ですか、それともどこが責任をとるんですか。その点は僕は不勉強でわからぬのですが、保安庁わかりませんか。

○説明員(佐藤弘毅君) ケース・バイ・ケースというふうにもなるかと思ふんですが、まずいけれども、私もよくあつても事故がないように徹底した指導、広報その他をやつてまいりたいという

ふうな考えておるところでございます。

○中野明君 それは事故のないのが結構でございますが、交通事故にしても何にしても事故を起さずとて事故を起して起している人は一人もおりませんで、だれでも事故を起さぬように努力しているんですけれども起るんですから、だからいまおつしやつておるうちに、この港はこの灯台から先まだ堤防が百メートルありますよと云うて、業者には言つたとおつしやるんですけれども、何か緊急事態が起つて知らぬ人が入つてくるかもわかりません。台風とかあるいは濃霧警報とか、いろいろのことがあつていふのが、そのときに一年間何も手が打てないというのは、どう言つたらよろしいでしょうか。だから、港湾管理者が堤防つくるときにそういうことを知らなかつたのか、その辺は海上保安庁と打ち合わせができたかたんでしようかね、どうなんでしょう。

○説明員(佐藤弘毅君) 堤防を延長します場合には、延長部分が完成する前にも同じように突端がどんでんきていくわけでございます。途中の問題ももちろんございまして、要するに航行の安全の観点から配慮しなければいかぬ問題でございます。そういうこともございまして、海上保安庁といたしましては工事中につきましてもその先端部に簡易灯でございまして、それを付けていたしまして十分に周知を図ろう、海難を防止するということをやつておるわけでございます。それで、でさうが、一年間は堤防の安定度を見るわけでございますけれども、その期間もそれをつけておいてもらふということにしておりまして、現在二基ばかりついておられます。大体先端部分の明かりにつきましては、これは霧の状況その他気象条件によつて必ずしも一律には言えないんですが、大体六キロメートルぐらいは普通の日であれば届くと、晴天の日ならば届くという程度のライトはつけておるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、非常に見にくい場合もあるという声も多うございましてナトリウム灯をつけてもらふようにしようということ

で現在指導をしておるところでございます。

○中野明君 そうしますと、現在の灯台はやつぱりそのままで生きておるんですね。

○説明員(佐藤弘毅君) はい。

○中野明君 生きとつて別に先端にくつつけていくわけですね。

○説明員(佐藤弘毅君) はい、さうでございます。

○中野明君 そうすると、やつぱり灯台の方が高いし明るいし、間違ふ可能性、見間違ふ可能性というのはいささかありますね、灯台の方が高くてもいいし。ですから普通の船の人たちは灯台を頼りに行つておるんですから、恐らく先端につけていふと言つたつて下の方でしようから、灯台ほど高くないでしようから。やつぱり間違ふ可能性がある、そういうことで、まあいままこで議論をしても始まらぬんですが、こういう欠陥港と見られるようなのが全国でどれぐらいあるんですか。

○説明員(佐藤弘毅君) 港湾工事があちこちで施工されておるわけでございますけれども、私も五十八年度の関係でどの程度出てくるのかということも予測しておるわけでございますけれども、大体三十数基は出てくるんではなからうかというふうなことを考えております。

○中野明君 全国で三十数基といへば三十数カ所というふうなことで、そういう非常に何かこう行政の担当者が連携が悪いというんでは、か、それとも、いまのお話ではいづれの場合でも一年間はしんぼうしてもらわなければいかぬのやというふうなことになるかと、これは非常に厄介なことだと思ふんですが、私は、きょうはこれ農林水産委員会ですから、これ以上触れませんが、私も、事故が起つたらやはりこれ水産物に私たちも影響もできるし、今度のような場合はこれは人命にかかわる問題ですので、私はこれは大変な問題だと思つてちよつと来ていただいたんですが、これ何かいい方法はないだろうかというふうな思ひますが、いまおつしやつておるようになつて、もつと明るいのをつづけるというふうな指導し

ていると、こういうことですが、港湾管理者の方も本当にこれ海上保安庁とつとその実情を聞いて初めから対策をしておかないと、三月にできていまごろになつてから危険だからもうちよつと明るうせいかいいうふうなことで、まだこれ向こう一年間灯台がでないというふうになると、非常に心配でしようがないんですが、事故が起つたときにはこれどうするんだけれうかと不安でございまして、いづれにしてもつとつと周知をしていただいて、先日の阿南なんかはもう僕は頭にきておりますが、タンカーの方が明かりをつけなくて、そして貨物船と衝突して、それでその辺の海が油だらけになつて大迷惑かけておると、こういうふうな欠陥の灯台をそのままにしておいたら、事故が起つたときどうするかということ、注意を喚起したいと思つて質問したわけですが、

じやあ以上で終わります。

○下田京子君 漁業経営問題にとつていろいろ問題ございまして、当面一つ、北海道漁民にとつて非常に関心事になつております例の三自衛隊の上陸訓練問題、これは四月の一日内閣委員会でもつてこの五月にも北海道の方に陸上部隊を輸送することを中心にしました統合演習を行いますというのを防衛庁の方は発表されたわけですが、そして当委員会でも問題になりましたが、北海道新聞がそれを三日付で詳しく話したと、これは推測部分もあるという話がありました、その後いろいろな委員会でも問題になつてまいりました、いまのところにかく五月下旬東北の太平洋側に輸送部隊を集めまして、そして北海道方面の太平洋側のしかるべきところに行くと考えている、こういうことで統合演習を行うよとなつていくわけですね。

最初に水産庁にお尋ねしたいんですが、防衛庁から説明のあつたのは四月九日ということなんです。そして、四月の二十一日に水産庁として防衛庁に二点にわたつて申し入れをした、その

二点というのは、一つはやはり演習に先立って地元の了解を得ること。二つ目には事故のないよう万全の対応をとること。——というふうなお話だったと思うんですね。とすれば、当然水産庁としては演習の場所、演習の中身、大枠これは承知していると思うんですけど、念のためにいかがですか。

○政府委員(松浦昭君) 本件につきましては、確かに四月九日防衛庁から水産庁に説明がありました。それからまた、わが方からの二点についての申し入れを行ったことも事実でございます。その演習の内容につきましては、訓練の時期なり訓練の海域なりあるいは訓練の規模、内容、広報の時期といったようなことだったというふうに聞いております。

○下田京子君 演習の場所、演習の中身、承知しているかどうか。

○政府委員(松浦昭君) 一応承知しております。

○下田京子君 一応承知している。防衛庁にお尋ねします。その演習場所なんですけれども、いままでの防衛庁のお答えですと、いろんなところであるべき質問があつても、地元了解が得られたら発表したい、こういうことだったと思ひます。その地元のお話なんですけれども、まあはつきり申しまして輸送部隊の集結場所は青森県の八戸、それから上陸場所が十勝の大樹町旭浜周辺という情報が入っているんですけれども、この候補地の中にこれら含まれているかどうか。

○説明員(今西正次郎君) 昭和五十七年度統合演習の具体的内容につきましては、私も訓練を実施することを希望いたしております場所を含めまして、ただいままだ発表できる段階にはございませんので、その点コメントをすることは差し控えたいと思ひます。

○下田京子君 地元了解はまだ得られませんか、得られましたか。

○説明員(今西正次郎君) 私ども、演習訓練を実施するに当たりましては地元の皆様の御理解、御

協力が必要でございますので、かなり早い段階から地元に対する御説明、御連絡を行つてきておるところでございます。ただいまもそういう努力を続けております。

○下田京子君 再度言いますけれども、先ほどの二地点は入っておりますか、入ってませんか。

○説明員(今西正次郎君) 先ほどお答え申し上げたとおりでございます。ただいまそういう状態でございますので、具体的訓練実施場所につきましては申し上げることは差し控えたいと思ひます。

○下田京子君 差し控えたいと言つても、入つていないかどうかということでもまだ大樹町当局、助役さんから次のようなお話を伺つておるんです。第四普通連隊の西沢副連隊長から説明があつたと。それから大樹町の漁協の理事さんが、第四普通連隊の菊地連隊長から説明があつたと。これは、最近四月二十一日、そして最終的にはこの四月二十九日に、帯広市に地元関係者と道水産部、そして自衛隊等含めた会議が招集されておると、こういうことですが、これは事実ですか。

○説明員(今西正次郎君) 私ども、関係地方公共団体、それから漁業関係団体を含めまして、演習実施に当たりまして、御理解、御協力が必要と思はれる関係方面に対して御説明を行つておることは事実でございますが、具体的な団体名等を具体的に詳細に申し上げることは、まだそういう段階に至つておりませんし、またお話し申し上げておる方々に対しては御迷惑をかけることもあり得るかと思ひますので、先ほど来申し上げておりますように、まだ最終的な確定をしておることではございませんので、具体的に申し上げることは差し控えたいと思ひます。

○下田京子君 いろんな事情があつて差し控えるのはいいですけども、これだけ具体的に説明があつたわけですから、水産庁も御承知だと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(松浦昭君) 先ほど申し上げましたように、この演習の件に関しましては、一応説明

は受けておられて、概略は説明を受けているわけでございますが、先ほど防衛庁からの御答弁もございましたが、私も私も、防衛庁がお話にならない限りは私も私も、差し控えさせていただきます。ただいまと思ひます。

○下田京子君 本省の方はみんな差し控えさせていたということですが、地元では具体的に説明があつた、これは事実ですね。そして、訓練の中身がまた問題なんです。これもまた差し控えてということになるかもしれませんが、あえて申し上げましょう。

地元の関係者にはこう説明されていると。実施時期については五月の二十日から五月の三十一日、その間に、具体的に別途また御説明をしたいと思います。そして、三陸沖合から襟裳沖合まではこれは統合実動演習である。旭浜への上陸訓練はこの実動演習とは別であつて、五十五年の訓練と全く同じである。こう説明されている。それで町長さんは、五十五年と同じだということなら、旭浜は五十四年も五十五年もやつておるんで、例年どおりだということならば、先行き不安だけれどもやむを得ないだろうと言つて了承した。で、漁協の理事会でも協議をしたそうです。その中で、結果としては了承している。そうだけれども、いろいろと条件をつけている。たとえば、夜の演習は中止すること。海上がガス状況とか、非常に一般漁船とのトラブルが想定されるような天候状況の中ではないこと。いま、また流し網の操業の時期であるから、時間帯等がよく十分に考えること。もし万が一補償問題等が起きた場合には万全の対応をすること等々、いろいろつけて、しかしまあ仕方ないというところで了承した、こういうお話なんですけれども、防衛庁、全く五十五年の訓練と今回の訓練の中身、上陸訓練において同じですか。同じかどうか。

○説明員(今西正次郎君) 地元の関係者の皆さんに對しましては、いろいろの関係者に御説明をい

たしておることは事実でございます。それぞれ当該関係者が御関心を持たれるであろうと思われる範囲内におきまして私どもの検討していることを御説明しておるわけでございます。で、先方の関係者からいろいろ御注文なり御意向なりが出た場合には、その御意向を十分尊重させていただきます。ただいまということではございません。

で、訓練の中身につきましては、実施場所とか訓練の方法、そういった詳細を含めまして、発表できる条件が整いました段階で発表することにしたと思ひますが、いずれにいたしまして、すでに国会の他の委員会等においても申し上げておられますように、五月下旬に実施したいというタイミングを考えておりますので、近いうちに発表できることになると思ひますが、その段階において発表させていただきますと思ひます。

○下田京子君 上陸用舟艇を使った上陸訓練がやられる中身になつておるのかどうか。五十五年当時と同じなのかどうか。これは一般的な話ですからお答えいただけるでしょうか。

○説明員(今西正次郎君) 私ども、ただいま検討いたしております訓練内容のうち、東北方面の、東北地方の太平洋沿岸から北海道の太平洋沿岸に陸上部隊を輸送するという演習項目が、演習内容が含まれております。で、そこまで運ばれた部隊は当然上陸することになると考えます。上陸と言ふよりも揚陸と申した方が適當かと思ひますが、そういうことは、先般、二十二日の当委員会におきまして川村委員の御質問に對しても申し上げたところでございます。

○下田京子君 輸送艦による統合実動訓練ですから、念のためにもう一度言ひますけれども、いままでの上陸訓練というのは、もう浜辺近くまで行きて、そこから戦車も何もだあつと輸送艦から出て上陸してましたよね。そうではなくて、上陸用の舟艇を使った訓練になるんでしょと、そういうことを聞いておるわけですか。

ね。それだけに、戻りますけれども、防衛庁さつきまだ水産庁にもそういう具体的なことを説明していない、これは重大です。もう課長さんに言つたつてしょうがないけれども、そのことをあえて申し上げておきます。大臣はさつきさつきと発表以前に詳しいことをつかんでおやりになるということですから、それを期待したいと思ひます。よろしいですね。

○国務大臣(田澤吉郎君) よろしゅうございませう。

○下田京子君 よろしいということですから、次に移りたいと思ひます。

具体的な今度は漁業経営の問題なんですけれども、これはもう状況等話している時間もございませんから、端的に伺いたいんですが、もうあらゆる魚種が大変な事態になつています。特に沿岸の小規模経営漁家ですか、これが大変で、特にまたイカ釣り漁民、大変な実態です。

三点についてまず具体的な要望が出されておりますので、返答いただきたいと思ひます。

一つは、日本海沿岸の六県会議がイカ釣り組合等で資源保護のために自主規制案が出されたのですけれども、案がまとまっていな。水産庁の援助と指導をぜひお願いしたい、こう言つています。

それから二つ目には、沿岸小規模漁業者にも負債整理資金が活用できるようにしてもらいたい、さつきから議論になつております。

三つ目には、新しい魚種に転換するための魚種開拓を具体的に実現方お願いしたい。

まずこの三点について……

○政府委員(松浦昭君) ただいま三点御要望ございませう。これは各道県におきまして、まず業界と話し合ひましてその計画を立てつつある状況でございませう。それを十分に勘案いたしまして私もこれに対応してまいりたいというふうに考えている次第でございませう。

漁場の開発についても同じでございませう。なお、沿岸漁業の負債につきまして、負債整理資金が適用できないかというお話でございませうが、これは漁業構造の再編整備や減船等の手法を中心にしてやるものでございまして、どちらかと申しますと、やはり中小漁業中心という色彩が否めないわけではございまして、なかなか沿岸漁業を対象にするということはむずかしいんじゃないかと思ひますが、決して対象外とするつもりはございませう。ただ、沿岸漁業の実態から考えてみますると、減船という手法でやることはかなり無理があるというふうに思ひますので、今回の対策につきましては、沿岸につきまして考えてみますことと、通常の漁業経営維持安定資金の活用ということと、それからいま一つは、何と申しましても沿岸漁業の経営安定資金、これを活用するのが一番いいんじゃないかというふうに思ひます。この点につきましては、五十七年度予算で特認制を設けて、一人当たり貸付限度額を五百万から八百五十万まで引き上げておりますし、また金額そのものも枠も拡大しておりますので、これによって整備をしていくということが沿岸にとつては最も適応した対策ではないかというふうに考えております。

○下田京子君 まあ、特に負債整理資金の活用は沿岸小規模の漁業者は対象外には置いてないということだけども、減船を主に中心だと、これ困るんです、やっぱね。さつきも言つていましたけれども、減船を主とするもの、減船外も含めての検討で、これから具体的な実施要綱は発表していきたいということですから、ぜひそういう点で再度検討をいただきたいと思ひます。

それによつて、いろいろなありますけれども、漁業経営の中で最大の問題の一つになつてゐるのは、やっぱり燃油の高騰だと思ひます。これは全体的な話もあることながら、秋田県の北部漁協の話、具体的に聞いておりますからちよつと御紹介したいと思ひます。

これは、この隻数は三十五隻なんですけれども、五十二年当時の水揚げ額が四億七千八百八万二千七百七十円と。それが五十六年が一億七千七

百七十万というところで、何とまあ五十二年次に比べますと三七・二%という実態です。水揚げ金額が下がつてゐるの。ところが、重油の単価はどうかと言へば、五十六年がキロリットル当たり三万五千五百円、五十六年になりますと、何と七万八千二百円、倍以上。これは一般的な話でなくて、この漁協の具体的な話なんです、本當に驚いたわけですね。

そこで、その燃油対策、これもいろいろお話ししたいんですけれども、もう一つずつ要望を申し上げて、一点だけ具体的に御答弁いただきたいと思ひます。

一つは、どういふことなのか、水産庁のあるいは大蔵の財政事情厳しい折からという根拠が効いたのかどうかわかりませんけれども、五十五年、五十六年とずっと全国漁業団体等が言われておりました例の第二次石油危機による値上がり二分の一程度の価格差補給金対策問題、これが強い要望であつたのに、もうやむを得ぬみたいないかつこうで皆さんあきらめてゐるんですよ。それがある、これはまあ考えてもらえないかと。

それから二つ目には、食糧生産に伴う漁業用の国内産A重油について、免税制度を創設して、コストアップによる漁業経営者への著しい圧迫を緩和することを考えられないか。財政再建途中厳しいと言いつつも、今後長期的に見て、やはりこれは考えるべき内容じゃないかと。

具体的答弁いただきたいのは、これは北海道の問題なんです、主要港における漁業用のA重油の価格の推移を見て驚いたんですが、大手と中小で、それから地方によつて物すごくばらつきがあるというところで、五十六年の十月段階で幾らかと言いますと、キロリットル当たり釧路港が七万六千三百円、函館港は七万七千三百円、根室港が七万七千三百五十円、北の端、稚内に行きますと何と八万円と、これはいろいろありますけれども、せめてもこういう、何といひますか、確かに輸送コストいろいろありますよ、しかし、これらの価格差は正といひますか、何らかの補助策というか、援助というか、あつてしかるべきではないかと。前の三点については、今後検討する余地があるかどうか、最後の一点は具体的に検討したどうか。

○政府委員(松浦昭君) 燃油価格がきわめて高騰いたしておりますことは確かにおつてございまして、これが経営に与へてゐる影響も非常に大きいことは事実でございませう。

まず前三点でございませうけれども、私どもこの国産のA重油の減税の問題につきましては、いろいろ検討もいたしてまいつたわけでございませうけれども、率直に申しまして技術的に非常にむずかしいというところで、これはきわめて困難であるという判断をせざるを得なかつたということが一つございませう。それからまた価格差補給につきましても、これは単に漁業だけの問題ではなくて、非常に広範囲に国民の生活、産業活動に影響する重油の価格の問題でございませうから、これはなかなか価格差の補給金といったようなことはむずかしいという判断に立つておるわけでございませう。

ただいま先生の御指摘になりました大手の場合と、それから漁連の場合に末端価格が非常に違ふというところでございませうが、確かにある程度までの格差があるというところは事実でございませう。ただ大手の場合は、多くは東京とかあるいは大阪とか神戸とか、そういう製油所からじかに元売りの

各社が直接給油をしておるといのが普通でございまして、漁連系統はどうしても末端の事業者が全国に所在しておりまして、ほとんどは製油所から転送されているということで、その輸送コストがかかること、それからもう一つは、荷口が小さいために流通経費が大きくなるということが問題であらうというふうに思います。

そこで、私どもとしては、このような格差というものは一応やむを得ないというふうに思うわけでございしますが、これからできるだけ荷口等が大きくなりまして、それによって価格が低下するといったようなことで、これは全漁連の方も扱っておるわけでございしますから、さような系統団体の購入、販売につきましては、いろいろと指導してまいりたいというふうに考える次第でございします。

○下田京子君 最後に一点大臣に。

いろいろと予算の問題、研究、資源の問題、まだまだあるんですけれども、もう時間になりました。大臣に最後に具体的なことを含めて一つだけ検討いただけるよう決意をお伺いしたいんです。いま全国各地で本場に漁業の生きる道を探り、皆さん苦労されております。北海道にあつても、それぞれの団体がいろいろと調整されて苦労しておられます。そういう中であつて具体的に一点出したいと言いましたのは、えりも漁協にあつて、マゴスケだとかピンスケなんという言葉を私もあそこへ行つて聞いたんですが、小さな魚までどんどんとつちやつてどうにもならないと。だから、これは沿岸も沖合いも含めて、ともに資源を守り、そしてともに生きる道を考えて漁業調整等を含めたそういう今後のあるべき姿を検討していく必要があるんじゃないかということです。ですから、えりも、えりもの皆さんの具体的なことについては、担当者はよく御承知ですから、後でお聞きいただいて、これは北海道指導漁業協同組合連合会が漁業制度に係る改正意見ということも出しております。そういう関係者の御意見をよく聞いて上で、再建問題も今後の漁業のあり方について

も進めていただきたい。当然だと思いますけれども、あえて御決意をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(田澤吉郎君) 水産業の振興は何としてもやはり水産資源を確保するということが基本でございしますので、そういう点から言いますと、遠洋漁業はもちろんでございしますが、沿岸漁業においても資源の確保というのはやはり一番重要な課題でございしますので、北海道庁ともよく連絡をとりながら、たゞいま御指摘の点は指導してまいりたいと、かように考えます。

○委員長(坂元親男君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(坂元親男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(坂元親男君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、村沢牧君が委員を辞任され、その補欠として赤桐操君が選任されました。

○委員長(坂元親男君) それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御発言もないようでありますから、これより直ちに採決に入ります。

漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(坂元親男君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

鶴岡君から発言を求められておりますので、これを許します。鶴岡君。

○鶴岡洋君 私、ただいま可決されました漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び第二院クラブの各派共同提案による附帯決議

案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

最近の漁業経営は、海洋新秩序の定着に伴う国際規制の強化、第二次石油危機による原油価格の高騰、水産物需要の停滞等により、著しい苦境に陥つてゐる。このような状況を打開するためには、漁業生産構造の再編成を強力に推進し、活力ある水産物供給体制を整備するとともに、新たな長期的視点に立つて水産業を食料産業として確立することが必要である。

よつて、政府は、かかる厳しい漁業情勢を踏まえ、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、漁業経営における省エネルギーの重要性にかんがみ、省エネルギー漁船・機器の普及を図るとともに、操業形態の適正化、漁業者の省エネルギー意識の徹底及び省エネルギー効果についての情報の提供等に努めること。

なお、漁業経営の財務体質の悪化を考慮し、省エネルギー漁船・機器等の導入に当たつては、過大な投資につながらないよう十分指導を行うこと。

二、減船等の生産構造の再編整備が必要な業種については、経営の安定化に資するようその計画の円滑な推進及び再編整備の効果の具現に努めること。

三、減船の実施等については、漁業離職者を出さないことを基本とし、万一、その発生が余儀なくされる場合には、再就職の確保及び円滑な職業転換のための職業訓練等に特段の努力を払ふこと。

右決議する。

以上でございします。

○委員長(坂元親男君) ただいま鶴岡君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(坂元親男君) 全会一致と認めます。よつて、鶴岡君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田澤農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。田澤農林水産大臣。

○国務大臣(田澤吉郎君) ただいまの附帯決議につきましても、その御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努めてまいりたいと存じます。

○委員長(坂元親男君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(坂元親男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(坂元親男君) 次に、農用地開発公団法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。田澤農林水産大臣。

○国務大臣(田澤吉郎君) 農用地開発公団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

開発途上地域においては、食糧の増産及び農業の振興が重要な課題となつており、開発途上地域からの農業開発に関する協力の要請は、大幅に増大しつつあります。しかも、その開発プロジェクトの内容は、大規模化、複雑化する傾向にあります。

わが国は、開発途上地域に対する経済協力につきましても、昨年一月、政府開発援助に関する国の予算の倍増等を内容とする新中期目標を設定いたしました。また、農村、農業開発を経済協力の重点分野の一つとする方針を明らかにいたしております。

かかる情勢のもとで、わが国としては、量的、質的に拡大する農業開発に関する協力要請に円滑

に対応することが必要となっております。特に大規模、複雑な開発プロジェクト等につきましては、多種多様な分野にわたる技術を総合的に活用し、幅広い対応ができるようにしていくことが不可欠であります。このため、国際協力事業団を通じて政府ベース技術協力の実施体制のもとにおいて、公的機関による組織的推進が必要となっております。

農用地開発公団は、わが国の農畜産物の供給体制を整備することを目的として、昭和四十九年に設立された特殊法人であります。同公団は、国内において、大規模な農業開発の事業を行い、農畜産物の濃密生産団地の拠点的な建設を積極的に推進してまいりました。これらの事業の実施を通じて、同公団は、農業開発に關し、多種多様な分野にわたる総合的な技術を蓄積しております。

この技術と経験を生かせば、同公団は、開発途上地域における大規模、複雑な農業開発プロジェクト等についても、十分な対応ができると考えられます。このため、同公団が、開発途上地域におけるこのような農業開発に關し、国際協力事業団等の委託に基づく調査等の業務を行うことができれば、に所要の改正を行うこととするものであります。

次に、この法律案の主要な内容を御説明申し上げます。農用地開発公団は、従来の業務の遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができることとしております。

第一に、国際協力事業団その他の者の委託に基づき、農林水産大臣の認可を受けて、開発途上地域における農業開発に關する調査その他の業務を行うこととしております。

第二に、第一の業務に關連して必要な開発途上地域における農業開発に關する情報の収集及び整備を行うこととしてあります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(坂元親男君) 次に、補足説明を聴取いたします。森実構造改善局長。

○政府委員(森実孝郎君) 農用地開発公団法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出しました理由については、すでに提案理由において申し述べましたので、以下、その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、開発途上地域における農業開発に關する農用地開発公団の業務の規定の整備を行うこととあります。

農用地開発公団の主要な業務は、国内の広範な低未利用地域において、近代的な農業経営を確立するための農業生産団地を建設するため、農用地の造成及び農業用施設の整備等の事業を行うこととあります。本法律案は、開発途上地域における農業開発の推進に資するため、このような従来の業務の遂行に支障のない範囲内において、開発途上地域における農業開発に關する調査等の業務を行うことができるよう、農用地開発公団の業務に關する規定を整備することとしております。

まず、国際協力事業団その他政令で定める者の委託に基づき、農林水産大臣の認可を受けて、開発途上地域における農業開発に關する調査その他の業務を行うこととあります。なお、国際協力事業団以外の者からの委託に基づく場合には、政令で定める業務に限って行うこととしております。

次に、ただいま申し上げました業務に關連して必要な開発途上地域における農業開発に關する情報の収集及び整備を行うこととあります。農業開発に關する情報の乏しい地域について基礎的なデータを収集するとともに、既存の貴重なデータを簡便に利用できるよう整理、蓄積しようとするものであります。

第二は、第一で申し上げました新しい業務に關する業務方法書の作成、大蔵大臣との協議等諸規定の整備を行うこととあります。

なお、本法律案は、昭和五十七年十月一日から施行することとしております。

以上をもちまして本法律案の提案理由の補足説明を終ります。

○委員長(坂元親男君) 以上で説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(坂元親男君) 次に、種苗法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。田澤農林水産大臣。

○國務大臣(田澤吉郎君) 種苗法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

種苗法は、新品種の登録制度により育種の振興を図ることを目的として、諸外国における新品種の保護の動向をも踏まえつつ、昭和五十三年に農産種苗法を改正して制定されたものであります。自來、種苗法の適正な運用を通じて品種登録制度の定着に努めてまいりました。

一方、植物の新品種を保護する条約といったしましては、従来ヨーロッパ諸国を中心とした植物の新品種の保護に關する国際条約があり、新品種の育成者の権利を保護していたところであります。

しかしながら、種苗の国際交流の増大に対応してより多くの国の参加のもとに新品種の国際的な保護を図るため、昭和五十三年十月に従来の条約の内容を基礎として新しい条約が作成されました。この条約は、その後発効に必要な数の加盟国の参加を得て昨年十一月に効力を生ずるに至りました。

政府といたしましては、育種の振興を図ることによりわが国のみならず世界の農業の発展に資するため、今般の発効を機会にこれに加盟することとし、今国会に別途本条約の締結の承認案件を提出し、先般御承認をいただいたところであります。

本条約に対応した基本的な制度はすでに種苗法に規定されているところでありますが、本条約に加盟するに当たり技術的な面で若干の整備を行う必要が生じておりますので、この法律案を提出いたします。

たした次第であります。次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、品種登録を受けることができる外国人として、新たに、条約加盟国に住所等を有する者を加えることとしております。

第二に、外国へ品種登録の出願をした者がその後一年以内にわが国へ出願する場合の優先権に關する規定を整備することとしております。

第三に、条約の効力に關する規定を設けることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(坂元親男君) 次に、補足説明を聴取いたします。小島農畜園芸局長。

○政府委員(小島和義君) 種苗法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提案いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明におきまして申し述べましたので、以下その内容につき、若干補足させていただきます。

本法律案は、一九七二年十一月十日及び一九七八年十月二十三日にジュネーブで改正された一九六一年十二月二日の植物の新品種の保護に關する国際条約への加盟に伴い、種苗法の規定について所要の整備を行うことをその内容としております。

まず第一に、品種登録を受けることができる外国人の範囲の拡大であります。現行法においては、品種の育成に關し日本国民を保護する国の国民は品種登録を受けることができることとされておりますが、新たに条約加盟国に住所もしくは居所または営業所を有する者についても品種登録を受けることができることとするものであります。

第二に、優先権に關する規定の整備であります。

同一の品種については、先に登録をした者が品種登録を受けることができることとされておりますが、すでに外国へ出願をしている者がその後一年以内にその品種についてわが国へ出願をする場合には、その出願が先願であるかを判定するに当たり当該外国への出願日をもってわが国への出願日とみなすという特例的な規定が設けられております。

今回の改正により、この出願日の特例のほか、優先期間におけるその品種の公表、譲渡に關しても特例的な規定を設け、条約に定める優先権と同一の内容を有する優先権を規定することとしております。

すなわち、品種登録の出願者は、加盟国への出願をした後一年以内にその品種についてわが国へ出願をする場合には、優先権を主張することができるとし、優先権を主張したときには、加盟国等への出願の日からわが国への出願の日までの間に、同一品種についての出願、公表、譲渡がされても、品種登録は妨げられないものとしております。

第三に、工業所有権保護条約その他の国際条約に対応する他の国内法の立法例にならない、条約に別段の定めがあるときは、その規定によるものとしております。

以上のほか、本法の施行に伴う経過措置等の規定を整備することとしております。

今国会に別途提出してありました植物の新品種の保護に關する国際条約の締結につきましましては先般御承認いただいたところでありますので、本法律案が成立いたしますれば、政府といたしましては、速やかに本条約に加盟することとしております。

本条約への加盟を通じて種苗の国際交流及び新品種の国際的な保護が促進され、新品種の育成の振興、ひいてはわが国農林水産業の発展が図られるものと期待されます。

以上をもちまして種苗法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(坂元親男君) 以上で説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。
本日はこれにて散会をいたします。
午後三時四十七分散会

四月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、農用地開発公団法の一部を改正する法律案

農用地開発公団法の一部を改正する法律案

農用地開発公団法(昭和四十九年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 公団は、前条の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一 国際協力事業団その他政令で定める者の委託に基づき、農林水産大臣の認可を受けて、開発途上にある海外の地域における農業開発(次号において「海外農業開発」という。)に關する調査その他の業務(国際協力事業団以外の者の委託に基づく場合にあつては、政令で定めるものに限る。)を行うこと。

二 前号の業務に關連して必要な海外農業開発に關する情報の収集及び整備を行うこと。

第二十条第一項中「前条」を「第十九条」に改める。

第二十六条第一項中「又は同条第三項」を「、同条第三項」に改め、「譲渡に關する業務」の下に「又は第十九条の二の業務」を加える。

第四十五条第一号中「第十九条第二項」の下に「第十九条の二第一号」を加える。

第四十七条中「三万円」を「十万円」に改める。

第四十八条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「第十九条」の下に「第十九条の二」を加える。

第四十九条中「二万円」を「五万円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

四月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、農用地開発公団法の一部を改正する法律案

(予備審査のための付託は同日)

一、種苗法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十五日)

四月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本農業再建・食糧自給率向上のための食糧制度拡充に關する請願(第三一三九号)

第三一三九号 昭和五十七年四月十二日受理

日本農業再建・食糧自給率向上のための食糧制度拡充に關する請願

請願者 大阪市大正区平尾二ノ二四ノ四
ノ三〇六 藤田喜美栄 外七百三十八名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。